

第2次かすみがうら市総合計画 前期基本計画（案）

[平成29年度～33年度]

平成28年9月15日

目次

前期基本計画

第1章 序論.....	1
第1節 基本計画策定の趣旨.....	1
第2節 基本計画の期間.....	1
第3節 基本計画の構成.....	1
第2章 施策体系.....	2
第1節 施策体系図.....	2
第2節 基本施策.....	3
第3章 戦略プロジェクト.....	4
第1節 戦略プロジェクトの位置づけ.....	4
第2節 戦略プロジェクト.....	5
(参考) 未来のかすみがうら市 “創造”図	
第4章 施策の展開.....	9
基本目標1 自然の恵みを享受できるまちづくり.....	9
基本目標2 産業の振興で活力あふれるまちづくり.....	24
基本目標3 安全で快適に暮らせるまちづくり.....	32
基本目標4 健康で思いやりをもって暮らせるまちづくり.....	44
基本目標5 未来を担う若者を育むまちづくり.....	60
基本目標6 豊かな学びと創造のまちづくり.....	69
基本目標7 みんなでつくる連携と協働のまちづくり.....	79

第1章 序論

第1節 基本計画策定の趣旨

第2次かすみがうら市総合計画基本構想に示す将来都市像やまちづくりの基本理念・目標を実現するため、今後5年間に実施する施策及び事業などを体系的に示すとともに、主要な課題に対応するため重点的に実施すべき施策をとりまとめ「基本計画」として策定します。

第2節 基本計画の期間

基本計画は、基本構想期間中を前期・後期に分け、前期では平成29年度から平成33年度を目標年度とします。

第3節 基本計画の構成

基本計画は、基本構想に定めた将来都市像「きらり輝く^{みず みどり}湖と山 笑顔と活気のふれあい都市」の実現のため、今後取り組む具体的な施策の内容を定めるものです。

第2章「施策体系」では、計画期間における取り組みの基本となる施策体系図と、基本構想の施策の大綱で定めた7つの基本目標に基づく基本施策を記載しています。

第3章「戦略プロジェクト」では、計画期間において重点的かつ戦略的に実施する施策・事業を示しています。

第4章「施策の展開」では、基本施策ごとに「現況と課題」「データ」「施策の方向」「目標値」を掲載しています。

- 現況と課題 各施策分野に係る本市の現状と課題などを記載しています。
- データ 現状に関連するデータを記載しています。
- 施策の方向 各施策分野における個別施策の具体的な方向を記載しています。
- 目標値 各施策分野の取り組みを客観的に判断するための指標と実績値、計画最終年度における目標値を記載しています。

第2章 施策体系

第1節 施策体系図

将来都市像「きらり輝く^{みず みどり} 湖と山 笑顔と活気のふれあい都市」を実現するために、基本理念を踏まえながら7つの基本目標を柱として、以下の体系のように総合的に施策を展開します。

将来都市像

きらり輝く^{みず みどり} 湖と山 笑顔と活気のふれあい都市
 ～ 未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷^{さと} かすみがうら ～

まちづくりの基本理念

1. 豊かな自然と地域産業が共存するまち

2. 日々の暮らしを守る快適で安全なまち

3. とともに支え成長する人財あふれる安心なまち

まちづくりの基本目標

1. 自然の恵みを享受できるまちづくり 《居住環境》

2. 産業の振興で活力あふれるまちづくり 《産業》

3. 安全で快適に暮らせるまちづくり 《都市基盤》

4. 健康で思いやりをもって暮らせるまちづくり 《健康・福祉》

5. 未来を担う若者を育むまちづくり 《子育て・若者支援》

6. 豊かな学びと創造のまちづくり 《教育・文化》

7. みんなでつくる連携と協働のまちづくり 《協働・行財政》

前期基本計画
基本施策

第2節 基本施策

1. 自然の恵みを享受できるまちづくり 《居住環境》

- (1) 自然環境の保全と活用
- (2) 快適な住環境の整備
- (3) 資源循環型社会の形成

2. 産業の振興で活力あふれるまちづくり 《産業》

- (1) 農林水産業の振興
- (2) 商工業の振興
- (3) 観光の振興

3. 安全で快適に暮らせるまちづくり 《都市基盤》

- (1) 適正な土地利用の推進
- (2) 都市基盤の整備
- (3) 安全な住環境の推進

4. 健康で思いやりをもって暮らせるまちづくり 《健康・福祉》

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 高齢者福祉の向上
- (3) 障害者福祉の向上
- (4) 地域福祉の向上

5. 未来を担う若者を育むまちづくり 《子育て・若者支援》

- (1) 次世代の育成支援
- (2) 社会性豊かな青少年の健全育成
- (3) 起業化の支援
- (4) 就業機会の拡大

6. 豊かな学びと創造のまちづくり 《教育・文化》

- (1) 学校教育の充実
- (2) 生涯学習の充実
- (3) 地域文化の継承と創造

7. みんなでつくる連携と協働のまちづくり 《協働・行財政》

- (1) 市民活動の支援
- (2) 男女共同参画の推進
- (3) 産学官連携の推進
- (4) 広報・広聴活動の充実
- (5) 行政サービスの向上

第3章 戦略プロジェクト

第1節 戦略プロジェクトの位置づけ

本計画の推進にあたり、まちづくりの課題を解決するため、基本施策の中から今後5年間に重点的かつ積極的に取り組む施策を戦略プロジェクトとして設定します。



第2節 戦略プロジェクト

課題①：自然資源の保全と活用で地域に活力を

【まちづくりの基本理念】 1. 豊かな自然と地域産業が共存するまち

戦略1 ^{みず}湖と山^{みどり}の“お宝”活用プロジェクト

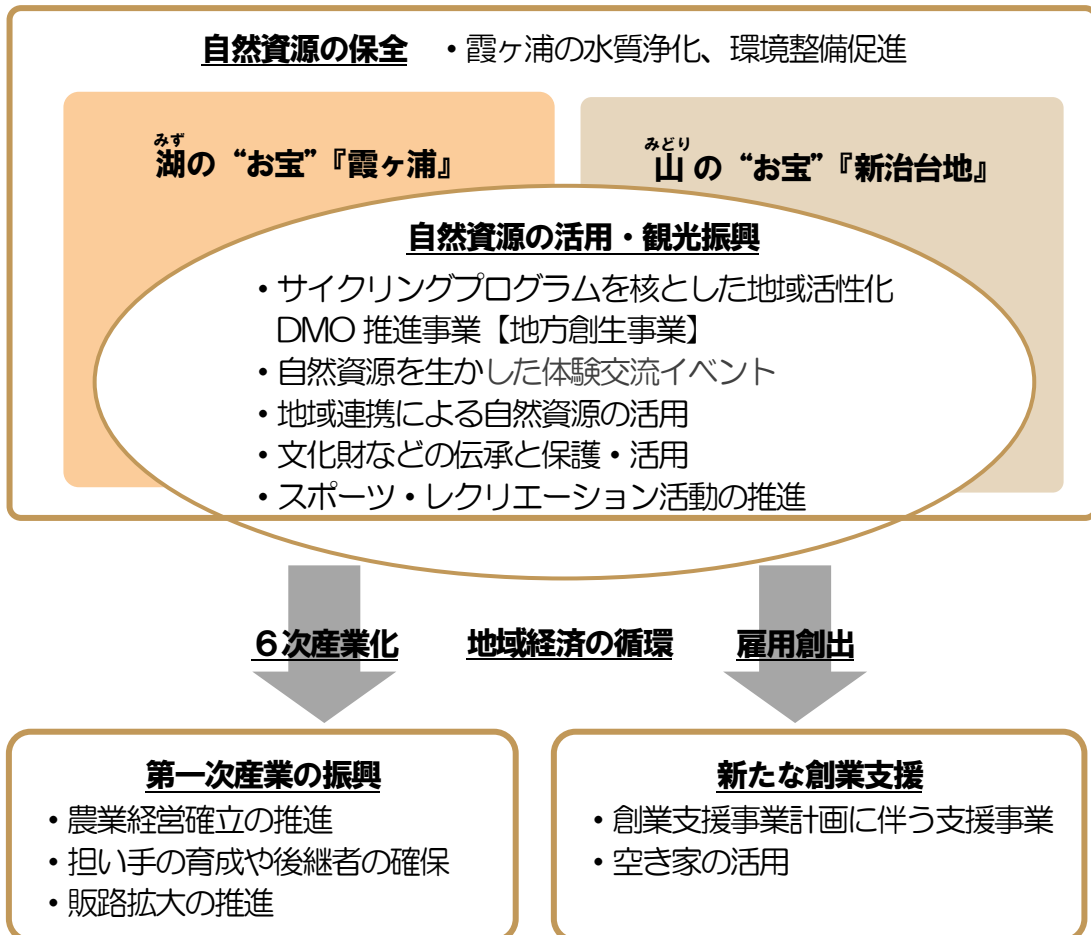
■ プロジェクトの内容

霞ヶ浦や新治台地などは地域の宝であり、永続的に保全し次世代に継承するとともに、豊かな自然を産業や観光の振興に活用し、活力あふれるまちづくりに取り組みます。また、地域経済の循環を促進するため、地域資源を地域で生産・加工し、消費する仕組みを構築します。

■ 成果目標

短 期	イベント参加者数の増加 交流人口の増加
中長期	新たな定住者の増加、第1次産業活性化・6次産業化による雇用の拡大

■ プロジェクトのイメージ



課題②：生活環境の改善から安全な暮らしを再構築

【まちづくりの基本理念】 2. 日々の暮らしを守る快適で安全なまち

戦略2 安全な”暮らし”創造プロジェクト

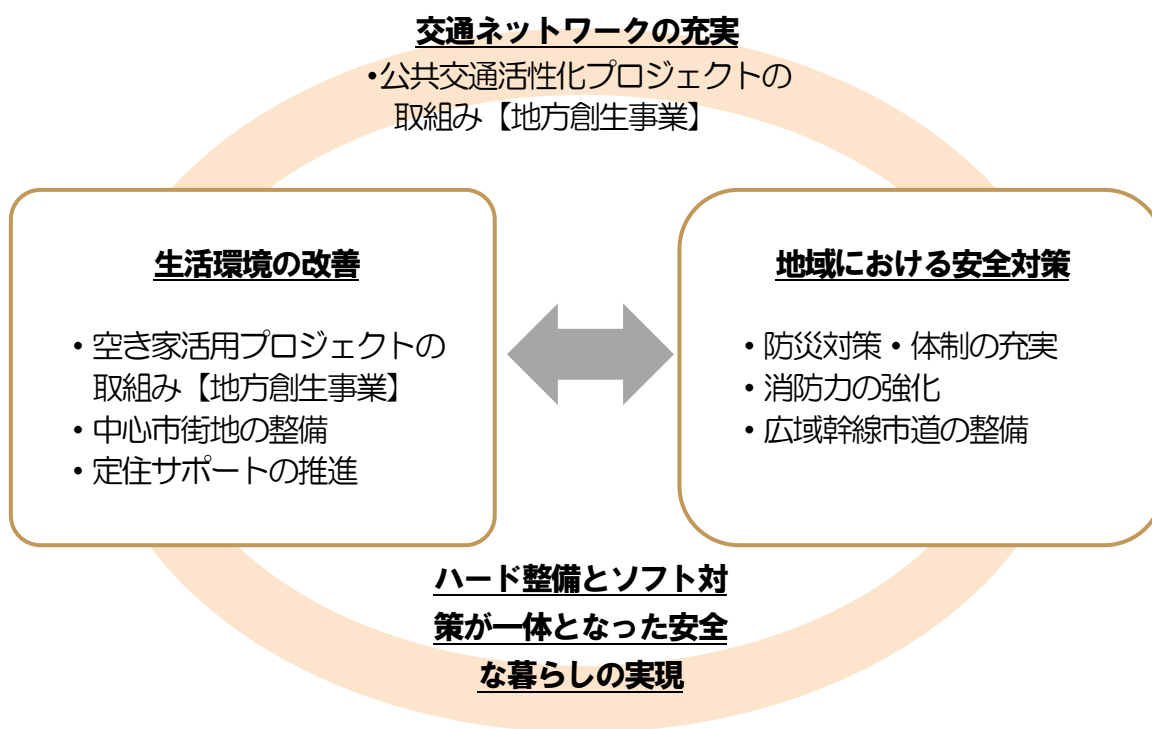
■ プロジェクトの内容

交通基盤などの生活環境が整った快適な暮らしと災害に強い安全な暮らしを実現し、生涯
住み続けることができるまちづくりに取り組みます。

■ 成果目標

短 期	空き家バンク成約数の増加 交通不便地域の減少
中長期	移住・定住者の増加

■ プロジェクトのイメージ



課題③：一人ひとりの力の集結と地域力の育成

【まちづくりの基本理念】 3. ともに支え成長する人財あふれる安心なまち

戦略3 人財あふれる“地域力”育成プロジェクト

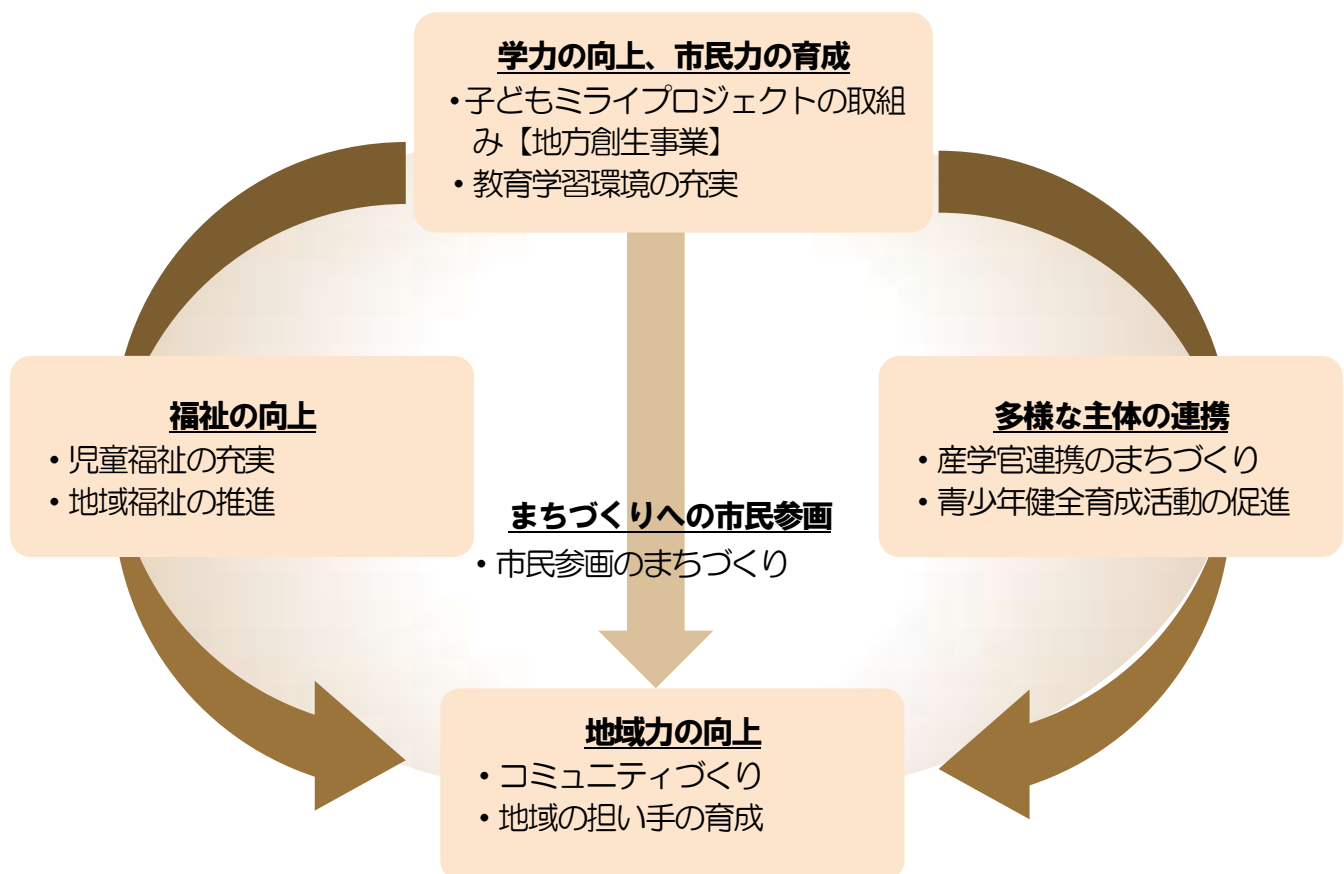
■ プロジェクトの内容

教育学習環境の充実により市民一人ひとりが地域の人財としてまちづくりに参画する土壌を育むとともに、住みよいまちづくりに向けた福祉の向上や多様な主体の連携を強化することで地域力を高めるまちづくりに取り組みます。

■ 成果目標

短期	市や国の現状・将来に関する理解度の向上 市内中学生の地元愛着度の向上 児童・生徒の学力の向上
中長期	20～30代の若者の定住率・Uターン数の増加

■ プロジェクトのイメージ



（参考）未来のかすみがうら市“創造”図

戦略プロジェクトでは、「土地利用構想」に示すゾーンごとのまちづくりと連動して、より具体的かつ実効性のある取り組みを展開していきます。この図は、未来のかすみがうら市をどのように“創造”していくかを示す道しるべとなるものです。

市街地形成ゾーン

（本市の中央部にある市街化区域と、隣接する霞ヶ浦地区の市街化調整区域の一部）

- ・JR 神立駅周辺における再開発事業の推進
- ・幹線道路の整備など都市基盤の整備
- ・調和のとれた都市景観の誘導
- ・公園・緑地の整備
- ・公共施設の充実
- ⇒人口の定着と産業の活性化
- ⇒魅力的な都市空間の形成
- ⇒市民生活の利便性や安全性の向上

中心拠点（JR 神立駅周辺）

市の玄関口として、商業やサービス産業、その他生活利便施設の立地を誘導しながら、市の顔となる拠点機能の強化を推進

安全な“暮らし”創造プロジェクト

- このゾーンで展開
- ・公共交通活性化プロジェクトの取組み
 - ・中心市街地の整備

田園都市ゾーン

（市街地形成ゾーンの周辺）

- ・農業振興に重点的に取り組む地域
- ・社会基盤の整備
- ・果樹栽培など農業と観光の一体的な振興
- ・レクリエーション機能の充実
- ⇒ゆとりある居住空間づくりと利便性向上
- ・農村景観と適合した開発の誘導
- ⇒産業拠点の形成に向けた土地利用促進

地域拠点（霞ヶ浦庁舎と千代田庁舎の周辺）

公共施設が集積、商業やサービス産業の立地を誘導しながら道路整備や情報ネットワークの強化を進め、求心力のある拠点機能の強化を推進

新産業導入拠点（加茂地区、千代田石岡インターチェンジ周辺）

産業の活性化を先導的に図るため企業の誘導を推進

環境保全・交流拠点（佐谷・土田地区周辺）

環境学習、歴史探訪、果樹観光などで市民と来訪者が活発に交流できるようにイベントなどを通じて連携を強化

森林環境共生ゾーン

（千代田地区北西部の丘陵部）

- ・森林などの自然環境の保全
- ・身近な生き物にふれ、学ぶことができる空間の創造（雪入ふれあいの里公園など）
- ⇒憩いの場としての魅力向上

水辺交流ゾーン

（霞ヶ浦地区の湖岸地域）

- ・霞ヶ浦の環境保全
- ・農業、内水面漁業の振興
- ・親水空間やイベント等の充実
- ⇒住民や来訪者の交流を促進
- ・生活の利便性向上のため社会基盤の整備
- ⇒潤いのある居住空間を整備

環境保全・交流拠点（歩崎公園周辺、茨城県霞ヶ浦環境科学センター周辺、富士見塚古墳公園周辺、雪入ふれあいの里公園周辺、環境クリーンセンター周辺）

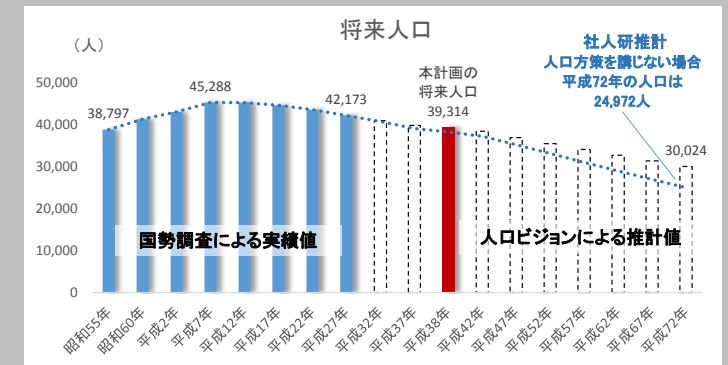
水辺の観光・レクリエーションや環境学習、歴史探訪、果樹観光などで市民と来訪者が活発に交流できるようにイベントなどを通じて連携を強化

みず みどり 湖と山の“お宝”活用プロジェクト

- このゾーンで展開
- ・霞ヶ浦の水質浄化、環境整備促進
 - ・サイクリングプログラムを核とした地域活性化DMO推進事業
 - ・自然資源を生かした体験交流イベント
 - ・地域連携による自然資源の活用
 - ・文化財などの伝承と保護・活用
 - ・スポーツ・レクリエーション活動の推進



人口減少を抑制する まちづくり戦略が重要に！



戦略プロジェクトを展開

みず みどり 湖と山の“お宝”活用プロジェクト

霞ヶ浦や新治台地などは地域の宝であり、永続的に保全し次世代に継承するとともに、豊かな自然を産業や観光の振興に活用し、活力あふれるまちづくりに取り組みます。

- ・霞ヶ浦の水質浄化、環境整備促進
- ・サイクリングプログラムを核とした地域活性化DMO推進事業
- ・自然資源を生かした体験交流イベント
- ・地域連携による自然資源の活用
- ・文化財などの伝承と保護・活用
- ・スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ・農業経営確立の推進／担い手の育成や後継者の確保
- ・販路拡大の推進
- ・創業支援事業計画に伴う支援事業
- ・空き家の活用

安全な“暮らし”創造プロジェクト

交通基盤などの生活環境が整った快適な暮らし、災害に強い安全な暮らしを実現し、生涯住み続けることができるまちづくりに取り組みます。

- ・公共交通活性化プロジェクトの取組み
- ・空き家活用プロジェクトの取組み
- ・中心市街地の整備
- ・定住サポートの推進
- ・防災対策・体制の充実／消防力の強化
- ・広域幹線市道の整備

人財あふれる“地域力”育成プロジェクト

教育学習環境の充実により市民一人ひとりが地域の人財としてまちづくりに参画するとともに、福祉の向上や多様な主体の連携を強化することで地域力を高めるまちづくりに取り組みます。

- ・子どもミライプロジェクトの取組み／教育学習環境の充実
- ・産学官連携のまちづくり
- ・青少年健全育成活動の促進
- ・児童福祉の充実／地域福祉の推進
- ・コミュニティづくり／地域の担い手の育成

田園都市ゾーン 及び全市で展開

みず みどり 湖と山の“お宝”活用プロジェクト

- ・農業経営確立の推進
- ・担い手の育成や後継者の確保
- ・販路拡大の推進
- ・創業支援事業計画に伴う支援事業
- ・空き家の活用

安全な“暮らし”創造プロジェクト

- ・空き家活用プロジェクトの取組み
- ・定住サポートの推進
- ・防災対策・体制の充実／消防力の強化
- ・広域幹線市道の整備

人財あふれる“地域力”育成プロジェクト

- ・子どもミライプロジェクトの取組み／教育学習環境の充実
- ・産学官連携のまちづくり
- ・青少年健全育成活動の促進
- ・児童福祉の充実／地域福祉の推進
- ・コミュニティづくり／地域の担い手の育成

第4章 施策の展開

基本目標1 自然の恵みを享受できるまちづくり 《居住環境》

基本目標1 自然の恵みを享受できるまちづくり 《居住環境》

1 自然環境の保全と活用

1 環境保全・公害	①地球温暖化の防止
	②環境美化の推進
	③霞ヶ浦の水質浄化、環境整備促進
	④公害の防止
	⑤不法投棄防止
2 自然資源の活用	①地域連携による自然資源の活用
	②霞ヶ浦の保全・活用
	③自然資源を生かした果樹観光
	④自然資源を生かした体験型イベント
	⑤天然記念物の保護

2 快適な住環境の整備

1 上水道	①安定した水の供給
	②水道事業の健全化
2 下水道	①下水道の整備
	②下水道等の維持管理
	③合併処理浄化槽の推進
	④公共下水道の経営管理
	⑤雨水排水対策の計画的な整備
3 河川	①河川整備の促進
	②霞ヶ浦の治水対策
4 公園・緑地	①公園の保全
	②公園の整備
	③緑化の推進
5 住居環境	①空き家等対策の強化
	②空き家活用

3 資源循環型社会の形成

1 廃棄物処理	①広域ごみ処理施設建設の推進
	②ごみ処理広域化によるごみの3Rの推進
	③リサイクルの推進
2 再生可能エネルギー	①分散型エネルギーの地産地消

基本目標1 自然の恵みを享受できるまちづくり 《居住環境》

1 自然環境の保全と活用

1 環境保全・公害

見
聞
と
課
題

地球全体の平均気温の上昇に伴う環境への影響は、海水面の変動、異常気象、生態系の変化などが挙げられており、これにより農業生産や水資源への影響、熱帯性の感染症の発生をはじめその及ぼす影響が懸念され、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性があるとしてあります。身近なところでは、廃棄物の不法投棄、建設残土の違法な埋立て、生活排水等に伴う霞ヶ浦及び流域河川の水質汚濁、野焼きに伴う大気汚染など、市民の日常生活に深く関わった問題があります。市民の快適で良好な生活環境を維持するためにも、これら多様な環境問題に総合的・体系的に対応していくとともに、市民、事業者、行政が一丸となり、環境保全への関心を高め、公害のない環境にやさしいまちづくりを推進していく必要があります。

さらに、世界湖沼会議が平成30年に本県での開催が予定され、湖沼の環境問題が注目されるなか、水質保全対策などの環境保全活動を霞ヶ浦流域地域として推進していくことが重要です。

デ
ー
タ

【公害など苦情状況】（単位：件）

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	廃棄物投棄	その他	合計
平成23	33	4	10	0	13	52	22	134
平成24	26	2	14	0	14	61	67	184
平成25	15	4	4	0	14	23	30	90
平成26	12	5	3	0	17	25	33	95
平成27	22	3	7	0	4	29	35	100

資料：環境保全課

施策の方向

	施策名	内容
①	地球温暖化の防止	環境問題の改善に向けて国や県と連携し、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うとともに、公共施設の温室効果ガスの排出抑制に努めます。
②	環境美化の推進	市内全域においての一斉清掃を行い、地域住民のごみに対する意識高揚、さらには環境美化の推進を図ります。
③	霞ヶ浦の水質浄化、環境整備促進	霞ヶ浦問題協議会及び家庭排水浄化推進協議会と連携し、家庭排水の浄化の推進や広報啓発活動などの取り組みを行います。また、茨城県霞ヶ浦環境科学センターを活用し水質浄化に対する環境学習・市民活動を推進します。
④	公害の防止	河川、井戸、事業所排水などの水質調査により、水質汚染の監視を行い、霞ヶ浦水域の水質汚濁を防止します。また、臭気調査、自動車騒音調査を行い環境の保全に努めます。さらに、公害防止協定による公害の未然防止や、公害の苦情処理体制の強化を図り、適切な処理に努めます。
⑤	不法投棄防止	廃棄物不法投棄監視員、環境保全監視員による監視、さらに監視カメラの活用などにより不法投棄を未然に防ぎます。

基本目標 1 自然の恵みを享受できるまちづくり 《居住環境》

目標値

施策名称	指標	実績値 H27 年度	目標値 H33 年度
1-1-1 環境保全・公害 ① 地球温暖化の防止	市公共施設から発生する二酸化炭素の排出量	3,621 t	3,600 t
＜説明＞ 電気、ガス、燃料使用量を節減し、二酸化炭素排出量を抑制する。(小中学校などを含む)			
1-1-1 環境保全・公害 ② 環境美化の推進	霞ヶ浦清掃大作戦の参加者人数	12,761 人	13,000 人
＜説明＞ 霞ヶ浦周辺市町村が実施する清掃大作戦の参加者数を増加する。			
1-1-1 環境保全・公害 ③ 霞ヶ浦の水質浄化、環境整備促進	主要河川 BOD 値の改善達成割合	87.5%	93.0%
＜説明＞ 市内の9河川13定点でのBODの国基準値 2.0mg/ℓ 以下の達成割合を増加する。 ※BOD=微生物が水中の有機物を分解するときに消費する酸素の量。河川の汚濁状況を示す。			
1-1-1 環境保全・公害 ④ 公害の防止	立ち入り検査、指導件数	65 件	60 件
＜説明＞ 公害苦情に対する発生源の究明、原因者への指導、再発防止策などの対応に努める。			

基本目標 1 自然の恵みを享受できるまちづくり 《居住環境》

1 自然環境の保全と活用

2 自然資源の活用

見
聞
と
課
題

本市の自然資源である市の北西部に位置する筑波山麓は、粘性質の高い土壌と温暖な気候に恵まれ、一年を通して果物狩りが盛んであり、豊かな自然と優れた眺望景観が多くの観光客を楽しませています。また、南東部に位置する霞ヶ浦では、ワカサギやシラウオなどの水産資源に恵まれ、古くから多種多様な漁業が行われています。

本市は水郷筑波国定公園内に位置するとともに、茨城百景「歩崎」と「閑居山」、指定文化財として「出島の椎」や「ナギ」などの指定天然記念物があり、自然資源に恵まれた地域であります。近年では、地形や地質に育まれる人間の営みを取り上げたジオパーク構想に本市も加わり、「歩崎の地層」や「崎浜の貝化石層」「雪入の鉱物」「権現山のチャート岩塊」などを新たな自然資源として保全活用していく検討を進めています。今後もこのような豊かな自然環境や景観を生かした観光事業や文化活動を推進していく必要があります。

施
策
の
方
向

	施策名	内容
①	地域連携による自然資源の活用	自然資源の保全や継承をしながら、霞ヶ浦や筑波山地域のブランド力の向上とイメージアップを図るため、ジオパークに関する普及啓発活動を進めます。また、市内のジオサイトを保護し、活用すると共に、市民学芸員の会や雪入探検隊と連携して PR 活動を実施します。
②	霞ヶ浦の保全・活用	霞ヶ浦が育む歴史や文化を調査・研究し、自然と人間の共生関係を見出すとともに、帆引き船に関わる文化の伝承に努め、その成果に基づく、水辺の環境学習会を実施します。
③	自然資源を生かした果樹観光	果樹観光農園の集積する地域において、自然資源を有効に生かし、観光客の受入れ態勢の充実に努め、集客力を高めます。
④	自然資源を生かした体験型イベント	来訪者や市民が気軽に集い交流する場として、カヌー体験教室、サイクルイベントなど、体験型イベントの創出と定着に努めます。
⑤	天然記念物の保護	指定文化財の天然記念物などについて、適正な保護と管理に努めます。

目標値

施策名称	指標	実績値 H27 年度	目標値 H33 年度
1-1-2 自然資源の活用 ① 地域連携による自然資源の活用	筑波山地域ジオパークの普及啓発活動回数	60 回	84 回
＜説明＞地域連携によって大地の遺産を保護保全し、地域資源としての利活用と啓発活動に取り組む。			

基本目標 1 自然の恵みを楽しむまちづくり
《居住環境》

基本目標 1 自然の恵みを享受できるまちづくり 《居住環境》

2 快適な住環境の整備

1 上水道

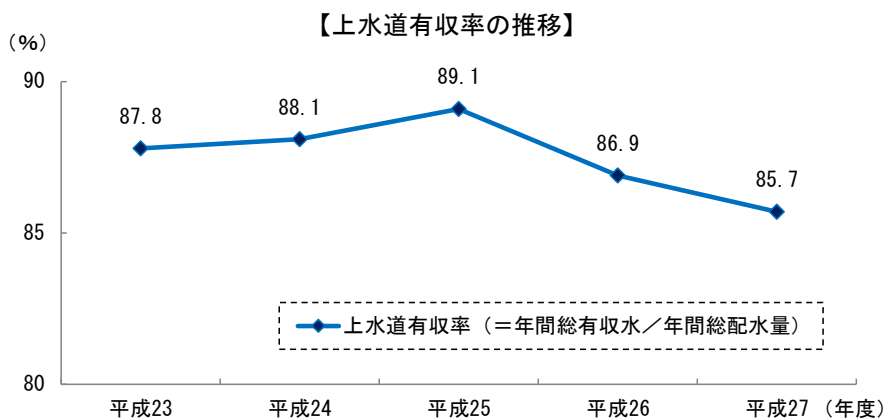
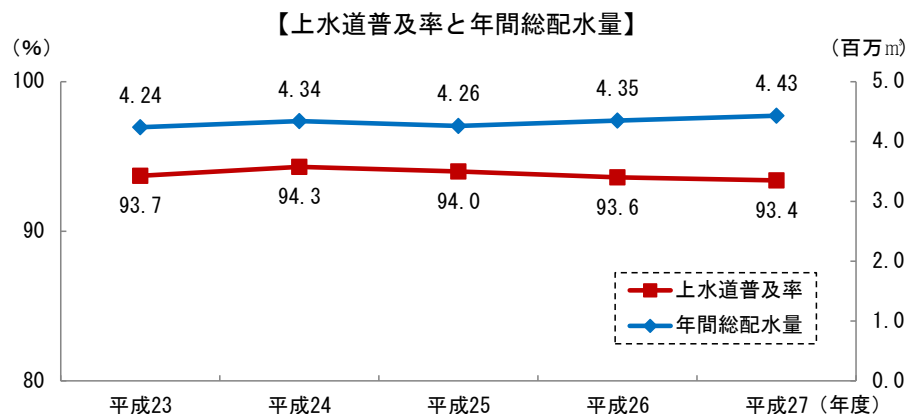
見
聞
と
課
題

水道事業は、水道料金を主たる財源として施設の設備・維持管理及び事業運営経費などの費用をまかなっており、安全で安心な飲料水を安定供給することに努めています。少子化による人口減少社会の到来や、創設期に建設した施設の老朽化、また東日本大震災の発生を踏まえた災害対策など水道事業を取り巻く環境は大きな変革の時期を迎えようとしています。

こうしたなか、今後到来する施設の更新時期を考慮した計画的な対応が求められており、施設の統廃合やダウンサイジング、水道施設の耐震化など災害に強い水道を構築していく必要があります。また、水道事業を運営するうえでは、経営を持続させるためのアセットマネジメントによる施設更新費用の平準化、コスト意識の徹底、投資と財政健全化を図るための経営戦略を持つことなどが必要とされています。さらに、必要な技術や知識を有する人材を確保することも必要です。

市の水道は、地下水と茨城県水道用水供給事業（県中央広域・県西広域）からの受水により水源を確保していますが、地下水は採取の規制を受ける地域ではあるものの、その許可を更新しながら安価で安定した水源の使用を継続していく必要があります。地下水源の保全と適切な浄水処理、県用水からの安定的浄水確保により、これからも安全で安心かつ強靱な水道が持続できるよう、効率的・効果的に施策を推進していく必要があります。

デ
ー
タ



資料：水道課

施策の方向

	施策名	内容
①	安定した水の供給	浄水施設の計画的な修繕更新及び、地下水・県用水受水により水源を確保します。また、配水施設の計画的な修繕更新による安定給水及び漏水調査・給水装置交換により有収率の向上を図ります。さらには、適正な水質管理により、供給する水の安全性を確保します。
②	水道事業の健全化	業務の効率化とコスト縮減を図るとともに、水道料金を原資とする補てん財源及び企業債などを活用して水道施設整備を行います。

目標値

施策名称	指標	実績値 H27 年度	目標値 H33 年度
1-2-1 上水道 ① 安定した水の供給	上水道有収率	85.7%	88.8%
<説明> 無効水量の減少に取り組み有収率の向上を目指す。目標値は市水道事業ビジョンの平成 33 年度の推計値に設定。 ※有収率=供給した排水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合。			
1-2-1 上水道 ② 水道事業の健全化	上水道普及率	93.4%	94.2%
<説明> 水道の普及促進を目指す。目標値は市水道事業ビジョンの平成 33 年度の推計値に設定。 (総給水人口/総人口) ※総給水人口=上水道人口+簡易水道人口+専用水道人口			

基本目標 1 自然の恵みを享受できるまちづくり 《居住環境》

2 快適な住環境の整備

2 下水道

見
聞
と
課
題

下水道は、市民の生活に欠かせない重要な都市の基盤として、市民の衛生的な生活環境を確保し、河川や霞ヶ浦などの公共用水域の水質保全、水質汚濁防止を図る働きと集中豪雨による市街地の浸水対策に重要な役割を果たしています。

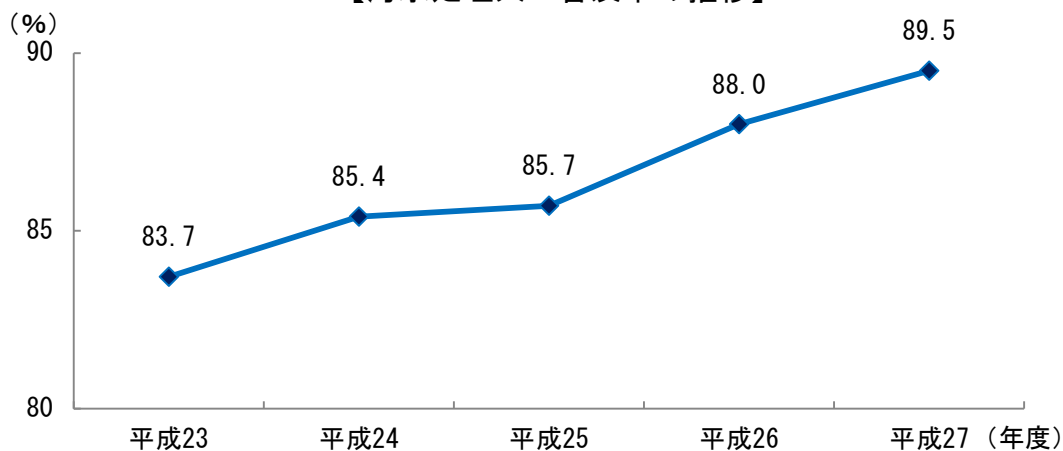
本市では、昭和 48 年に霞ヶ浦湖北流域下水道事業に加入し、市街化区域を中心に昭和 51 年から公共下水道事業に着手し、昭和 57 年から供用を開始しています。

また、公共下水道区域以外においては、農業用水域の水質保全と生活環境の向上を目的として昭和 61 年に農業集落排水事業に着手し、現在 8 地区で供用をしています。これらの下水道事業、農業集落排水事業と併せて、高度処理型合併処理浄化槽の設置普及促進に努めています。

今後も、経済比較に基づく汚水処理の最適な整備手法により汚水処理の整備促進に努めるとともに、供用区域内の水洗化の向上を図ることが求められています。さらに、今後予想される下水道施設の老朽化への対応、農業集落排水処理施設の適正な維持管理など継続的、安定的に事業を進める必要があります。

一方、自然条件の変化や都市化の進展に伴う局所的豪雨による浸水被害が増大傾向にあるため、雨水排水整備については、河川・水路などの調査を行い、計画的に対策を検討していく必要があります。

【汚水処理人口普及率の推移】



資料：下水道課（各年度 3 月 31 日現在）

施策の方向

	施策名	内容
①	下水道の整備	快適で衛生的な生活環境を確保するため、下水道事業計画に基づき経済比較などを踏まえながら、下水道の整備促進に努めます。
②	下水道施設の維持管理	下水道利用者への情報提供、意識啓発を図るとともに、管きよ、污水处理施設など下水道施設の適切な維持管理に努め普及率の向上を目指します。
③	合併処理浄化槽の推進	公共用水域の水質保全のため、高度処理型合併処理浄化槽の設置を推進し、地域の実情に沿った污水处理により水質汚濁の防止に努めます。
④	下水道事業の健全化	下水道事業の安定的な経営を維持していくため、適正な使用料の料金設定を行うとともに、公営企業会計導入に向けた取り組みを進めます。
⑤	雨水排水の計画的な整備	自然条件の変化に伴う局所的豪雨による浸水被害防止のため、下水道事業の雨水計画に基づき流末河川の改修計画などと連携を図り、計画的な雨水対策に努めます。

目標値

施策名称	指標	実績値 H27 年度	目標値 H33 年度
1-2-2 下水道 ① 下水道の整備	公共下水道整備率	89.1%	89.1%
＜説明＞下水道施設の整備により快適な環境を目指す。累加整備面積／事業認可面積 (農業集落排水は 100%)			
1-2-2 下水道 ① 下水道の整備	污水处理人口普及率	89.5%	91.0%
＜説明＞公共用水域の水質汚濁の防止に努める。 (下水道処理人口+農業集落排水処理人口+合併浄化槽処理人口)／総人口			

基本目標1 自然の恵みを享受できるまちづくり 《居住環境》

2 快適な住環境の整備

3 河川

見
聞
と
課
題

本市には、一級河川として、一の瀬川・恋瀬川・天の川・雪入川・天王川・菱木川があり、そのほか準用河川があります。これらの河川は、洪水による浸水被害を防止する治水機能、農業用水を供給する利水機能だけでなく、多様な自然環境や水辺空間を生かした憩いの場、地域文化を営む場としての役割も果たしています。

一級河川及び準用河川については、一部の河川を除いて改修は完了しており、これまでに計画的な改修及び整備を進めてきました。現在では、恋瀬川の河川改修が進められており、治水能力の確保が期待されています。

都市化に伴い河川を取り巻く著しい環境変化は、河川の持つ治水機能の低下と環境悪化を招いています。雨水の大部分は、農地や山林などへ自然浸透し、これらの河川を通じて霞ヶ浦へ流入しており、台風や豪雨による多量の雨水の影響により地盤が緩み、自然災害を引き起こす可能性が高くなっています。安全で快適なまちづくりをするためには、河川の整備を積極的に進めていくことが必要です。引き続き、防災機能の強化に向けた河川及び護岸の改修や整備を促進するとともに、水辺環境に配慮した安全で親しみやすい河川環境の保全や活用を図っていく必要があります。

施
策
の
方
向

	施策名	内容
①	河川整備の促進	地域開発における排水及び豪雨による河川水位の上昇に対応するため、河川の築堤や河川の浚渫などの治水事業を促進します。
②	霞ヶ浦の治水対策	霞ヶ浦の波浪対策として、消波堤や離岸堤などの護岸整備を国や県へ要望します。

基本目標1 自然の恵みを享受できるまちづくり 《居住環境》

2 快適な住環境の整備

4 公園・緑地

現況と課題

公園や緑地は、市民に潤いと安らぎを与える場、スポーツ・レクリエーションの場でもあり、自然循環を支え生態系を保全する場であるとともに、快適な生活環境の形成に重要な役割を果たしています。さらに、災害時には都市空間における避難場所としての機能を果たしているほか環境保全や景観の向上など多様な機能を担っています。

今後も安全で快適な住環境を確保し、人と自然が共生する緑豊かな都市環境の充実を図るため、公園や緑地を適正に配置し、市民の健康増進、交流空間、防災などに活用できる公園・緑地の計画・整備を進めていく必要があります。

花壇の緑化運動については、主体となった団体などを支援し、緑化の創出と適切な維持管理を進めていく必要があります。また豊かな自然環境の保護・保全に努めるとともに、緑化に関する広報活動を積極的に行い、緑化推進の意識の啓発とモラルの向上を図る必要があります。

施策の方向

	施策名	内容
①	公園の保全	公園としての機能を常時保持させるため、適正な維持管理に努め、市民に潤いと安らぎを与える空間として、公園の適切な保全に努めます。
②	公園の整備	健康づくりや交流の場、教育・学習活動の場、地域住民の安全確保につながる場として、多面的な機能を持つ公園整備を促進します。
③	緑化の推進	緑化推進協議会と協力し、市民・事業者・各種団体などのボランティア活動による緑化運動の推進を図ります。

基本目標 1 自然の恵みを享受できるまちづくり 《居住環境》

2 快適な住環境の整備

5 住居環境

現況と課題

近年の人口減少や高齢化の進展、さらには居住形態の多様化など、社会構造やニーズの変化に伴い、全国的に空き家の問題が顕在化しており、本市においても、「かすみがうら市空き家情報登録制度実施要綱」を定め、空き家バンク登録制度を平成 26 年 1 月 1 日から運用開始し、さらに同年 7 月 1 日には「かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例」を制定したところです。

現在、本市においては、平成 25 年度に実施した行政区長調べにおいて、約 200 戸の空き家が存在するほか、全国的にも 401 の自治体が空き家条例を制定し対策を講じている状況です。

適切な管理が行われていない空き家が防災、衛生、景観などの面において地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、また、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家の利活用などの課題が全国的に生じていることから、本市としても実効性のある空き家対策について総合的かつ計画的に実施していく必要があります。

施策の方向

	施策名	内容
①	空き家等対策の強化	空家等対策協議会（仮称）を設置するとともに、空き家調査及びデータベース化を行い、空き家の発生抑制対策や、適正管理に関する周知などにより、安心安全な居住環境の維持に努めます。
②	空き家活用	空き家バンク制度の拡充（空き家の掘り起し、修繕助成費増額、助成対象拡充など）により空き家を有効活用し、良好な住環境を確保することで定住の促進に努めます。

目標値

施策名称	指標	実績値 H27 年度	目標値 H33 年度
1-2-5 住居環境 ① 空き家等対策の強化	空家等対策協議会（仮称）の開催回数	0 回	2 回
＜説明＞ 空き家等の適正管理や老朽空き家の対策などについての協議回数。			

基本目標1 自然の恵みを享受できるまちづくり 《居住環境》

3 資源循環型社会の形成

1 廃棄物処理

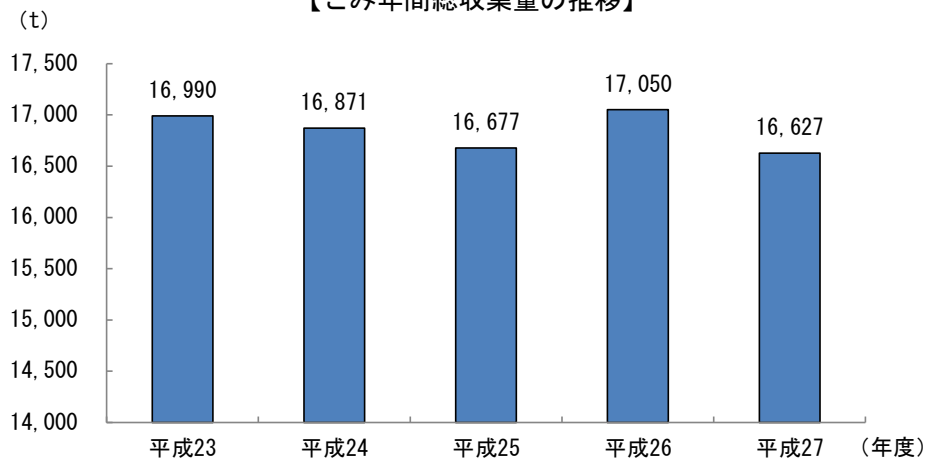
見
え
と
課
題

広域ごみ処理については、土浦市、石岡市とともに新治地方広域事務組合環境クリーンセンターにおいて、共同処理を行っています。処理施設の老朽化の対応は、さらなる広域化が国から示されるなか、現在霞台厚生施設組合において、石岡市、小美玉市、茨城町とともに新たな処理施設建設に取り組んでいます。

ごみ及び生活排水の適正な処理を進めるにあたり、「かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、長期的・総合的視点に立った循環型社会形成に向け、計画的な処理を推進していく必要があります。ごみの減量化、資源化については、市民、事業者、行政が一体となって、さらなるリサイクルの推進が必要です。また、し尿及び浄化槽汚泥については、石岡市、小美玉市、土浦市とともに、湖北環境衛生組合石岡クリーンセンターにおいて共同処理を行っています。今後も引き続き、適正な運用に努め、適切な処理を実施していくことが必要です。

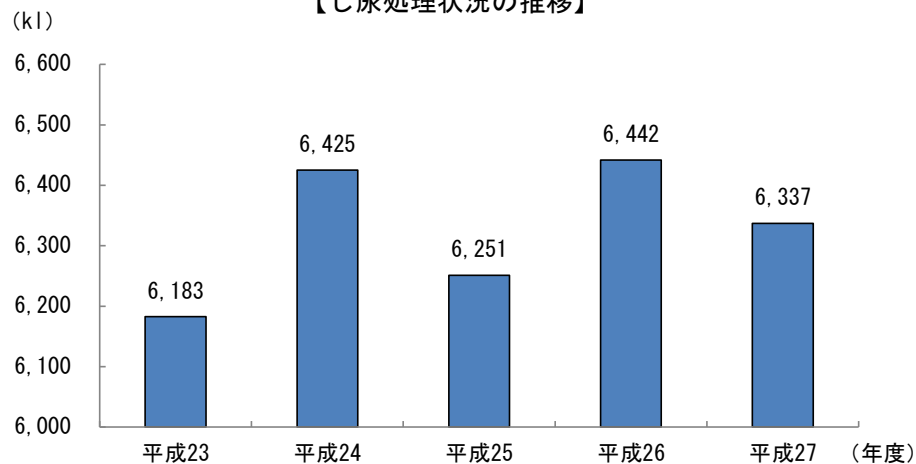
デ
ー
タ

【ごみ年間総収集量の推移】



資料：新治地方広域事務組合環境クリーンセンター

【し尿処理状況の推移】



資料：湖北環境衛生組合石岡クリーンセンター

施策の方向

	施策名	内容
①	広域ごみ処理施設建設の推進	安定的かつ効率的な廃棄物処理システムの構築のため、霞台厚生施設組合のごみ処理施設広域化による施設建設を推進します。
②	ごみ処理広域化によるごみの3Rの推進	ごみ処理広域化に伴い新たな処理技術の導入を図り、より一層の資源化を促進するため、ごみ焼却に伴い発生する余熱を利用したごみ発電や施設内外の熱供給など、取り組みを推進します。
③	リサイクルの推進	リサイクルに対する市民の意識向上を図りながら、資源の有効利用と廃棄物の減量化に努めます。また、生ごみ処理容器（コンポストなど）による、ごみの減量化及び資源化、さらに資源ごみの分別を徹底するなど、リサイクルの推進を図ります。

目標値

施策名称	指標	実績値 H27年度	目標値 H33年度
1-3-1 廃棄物処理 ② ごみ処理広域化による ごみの3Rの推進	市民一人1日当たりのごみの 排出量	1,050g (見込値)	980g
＜説明＞市一般廃棄物処理基本計画の目標値に基づき、ごみの減量化に努める。			
1-3-1 廃棄物処理 ③ リサイクルの推進	ごみのリサイクル率	20.7% (見込値)	22.2%
＜説明＞市一般廃棄物処理基本計画の目標値に基づき、資源の有効活用に努める。			

基本目標1 自然の恵みを享受できるまちづくり 《居住環境》

3 資源循環型社会の形成

2 再生可能エネルギー

見
え
と
課
題

東日本大震災を契機に、地域の特徴を踏まえた多様な供給力を組み合わせて最適に活用することで、エネルギー供給のリスク分散やCO₂の排出削減を図ろうとする機運が高まっており、我が国でもカーボンオフセットの取り組みが広がりつつあります。

これまでエネルギーの利用主体でしかなかった需要家が、分散型エネルギーの活用を通じて自ら供給に参加できるようになることは、エネルギー需給構造に柔軟性を与えることにもつながるとされています。

施
策
の
方
向

	施策名	内容
①	分散型エネルギーの活用	エネルギーの効率的活用や、地域活性化などの視点から、分散型エネルギー導入の検討を進めます。また、地域の実態や分散型エネルギーの利用形態を踏まえ、地域に賦存するエネルギー源を活用した再生可能エネルギーについて、産学官民連携によるプラットフォームの設置を検討します。

基本目標2 産業の振興で活力あふれるまちづくり 《産業》

1 農林水産業の振興

1 農林水産業	①農業経営基盤の強化
	②生産基盤と環境の整備
	③担い手の育成と後継者の確保
	④農地利用集積の推進
	⑤畜産振興
	⑥林業振興
	⑦水産業振興
	⑧遊休農地化の抑制・解消

2 商工業の振興

1 商工業	①商業環境の活性化
	②商工業の経営支援
	③ふるさと商品づくりと販路の拡大
2 消費生活	①消費者支援の促進
	②消費者意識の啓発と消費者支援団体の育成

3 観光の振興

1 観光	①観光の推進体制とPRの充実
	②観光資源の活用
	③観光拠点の整備

基本目標2 産業の振興で活力あふれるまちづくり 《産業》

1 農林水産業の振興

1 農林水産業

見
え
と
課
題

農業を取り巻く環境は、グローバル化の進展や就農人口の減少、農産物の価格低迷など厳しい情勢下にあり、また、農業従事者の高齢化や後継者等担い手の不足、耕作放棄地の増大などさまざまな問題が顕在化しています。

こうしたことから、本市においては、農業従事者の高齢化、担い手不足などによる農地の荒廃化を防止するため、担い手の育成、農地パトロールによる耕作放棄地の解消や違反転用の防止による優良農地の確保を継続的に進め、担い手への農地の集約・集積を図ることが必要です。また、優良農地の保全・整備に努め、生産環境の維持・向上を図るとともに、食の安全と消費者の信頼確保、さらにはブランド力を高めていくことが課題となっています。

畜産業については、飼料価格の高騰や法定伝染病などの脅威など不安要素もあるなか、TPP移行にも対抗しうる安全で高品質な生産体制を図ること、また、水産業の安定化には、自然環境の保護に努めるとともに、稚魚の放流を行うなど、水産資源の増大に向けた取り組みが必要です。林業についても、森林は木材生産という意味だけでなく、災害防止や水源のかん養などの観点からも公益的な役割も担っており、これらを維持することが必要不可欠となっています。

施
策
の
方
向

	施策名	内容
①	農業経営基盤の強化	安定した農業経営に向けた生産活動を支援し、担い手の育成や経営規模の拡大を図るとともに、水田利活用の推進に努めます。また、消費者の求める安全で付加価値の高い農産物の生産に取り組み、本市の農産物のイメージアップを図り、消費拡大とブランド化を促進します。
②	生産基盤と環境の整備	農地のもつ多面的な機能を保全しつつ、基盤整備を進め、効率的で生産性の高い優良な農地を確保することに努めます。
③	担い手の育成と後継者の確保	経営規模の拡大や法人化など、経営改善へ取り組む意欲のある担い手や新規就農者に対し、関係機関と連携した支援を行い、担い手の育成に努めます。
④	農地利用集積の推進	計画的な農地の利用調整を行い、担い手への集積を進め、規模拡大を支援します。
⑤	畜産振興	安全で高品質な畜産物の産出と生産性の向上を図るため、家畜防疫や衛生環境の改善に努めるとともに、環境保全を重視した畜産経営を支援します。

⑥	林業振興	林業の活性化及び森林の多面的機能を促進するため、計画的な造林・間伐などによる森林機能の維持確保に努めます。
⑦	水産業振興	水産業の経営安定化を促進するため、漁業関係団体、国、県及び関係機関と連携しながら、水産資源の増大や水産加工品の普及・消費拡大を図ります。
⑧	遊休農地化の抑制・解消	農地の違反転用を防止するとともに、遊休農地の再生利用を推進し、生産性の維持・向上を図ります。

目録直

施策名称	指標	現状値 H27 年度	目標値 H33 年度
2-1-1 農林水産業 ① 農業経営基盤の強化	水稲新品種「ふくまる」の作付面積	7.6ha	35.0ha
＜説明＞ 飼料用米の推進とともに、多様な米づくりに対する支援として、主食用新品種「ふくまる」の作付拡大を目指す。			
2-1-1 農林水産業 ③ 担い手の育成と後継者の確保	認定農業者累計人数	178 人	208 人
＜説明＞ 将来の地域農業を支える担い手を確保するため、年間5人の認定農業者の上積みを目指す。			
2-1-1 農林水産業 ③ 担い手の育成と後継者の確保	青年就農給付金の新規受給者数	2 人	10 人
＜説明＞ 新規受給者を年間2人確保することを目標とし、就農に意欲ある青年を将来の地域農業の担い手として育成する。			
2-1-1 農林水産業 ④ 農地利用集積の推進	耕作放棄地解消面積	17.3 ha	30.0 ha
＜説明＞ 農地の保全とともに、担い手の経営拡大を目的として、年間6haの耕作放棄地解消を目指す。			
2-1-1 農林水産業 ⑤ 畜産振興	家畜伝染病発生件数	0 件	0 件
＜説明＞ 家畜伝染病予防のため、予防接種、検査などを徹底し、発生件数ゼロを維持する。			
2-1-1 農林水産業 ⑥ 林業振興	造林事業年間整備面積	0.86 ha	0.50 ha
＜説明＞ 造林から保育に至る一貫した森林資源の造成整備を推進する。			
2-1-1 農林水産業 ⑦ 水産業振興	漁獲高	391 t	400 t
＜説明＞ 漁協組合員の漁獲高の増加を目指す。			

基本目標2 産業の振興で活力あふれるまちづくり 《産業》

2 商工業の振興

1 商工業

現
況
と
課
題

モータリゼーションの進展や少子高齢化、生活様式やモノ・サービスに対する価値観の変化により、消費者ニーズは多様化し、それに伴い商業構造の形態も急速に変化しています。こうした商業環境の変化により、市民の消費行動は広域化の傾向にあり他市への流出が加速し、地域商業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

商工業は、市の活力となる重要な産業であり、魅力ある商業拠点の形成とともに、商工会と連携し融資制度の情報提供や円滑な資金調達の支援策を講じながら、市民の消費促進と市内商工業の振興を図っていく必要があります。

さらに、農業者、商工業者など異業種間の交流を促進し、本市の特性を生かした特産品の開発や新商品開発、新たなサービスの提供など、地域の活力向上につながる様々な取り組みや支援を行っていく必要があります。

デ
ー
タ

【商業の推移】

年	事業所数 (所)	従業者計 (人)	小売業売場面積 (㎡)	年間商品販売額 (千万円)
平成 11	390	2,630	33,242	8,490
平成 14	367	2,336	38,691	6,179
平成 16	351	2,667	48,508	6,146
平成 19	336	2,603	45,736	7,059
平成 26	269	2,201	46,320	7,466

資料：商業統計調査

【工業の推移】

年	事業所数 (所)	従業者計 (人)	製造品出荷額等 (千万円)	1事業所当たり (千万円)
平成 21	92	3,746	12,163	132
平成 22	87	4,455	19,043	219
平成 24	96	4,937	25,698	268
平成 25	92	4,522	19,030	207
平成 26	88	4,432	19,899	226

資料：工業統計調査

施策の方向

	施策名	内容
①	商業環境の活性化	商業圏の広域化に対応するため、商工会を通じて市民生活に密着した商業空間の形成に努め、商業環境の活性化を推進します。また、地場産品に対する理解を深めながら地産地消の推進に努めます。
②	商工業の経営支援	県や関係機関と連携し、中小企業者に対する事業資金の融資と保証のあっ旋により、健全な経営を支援します。
③	ふるさと商品づくりと販路の拡大	消費者ニーズに合った商工業の育成を促進するため、農林水産業や観光との連携を図り、地域資源の活用や生産技術を生かした新商品の開発を積極的に促進します。また、市推奨品「湖山の宝」をはじめとする市の特産品などの販路の拡大と情報の発信に努めます。

目標値

施策名称	指標	実績値 H27 年度	目標値 H33 年度
2-2-1 商工業 ② 商工業の経営支援	中小企業の相談件数	850 件	900 件
＜説明＞ 商工会と連携し、経営診断や経営指導などの相談件数の増加を目指す。			
2-2-1 商工業 ③ ふるさと商品づくりと販路の拡大	「湖山の宝」認定件数	18 件	35 件
＜説明＞ かすみがうら市推奨品「湖山の宝」の認定件数の増加を目指す。			

基本目標2 産業の振興で活力あふれるまちづくり 《産業》

2 商工業の振興

2 消費生活

現況と課題

生活水準の向上や消費者ニーズの多様化などに伴い、様々な商品やサービスが提供されるようになり、消費者を取り巻く環境は日々変化しつつあります。

また、商品の取引形態や販売方法の複雑化から消費者が即座に判断することが困難になっており、訪問販売やインターネット取引などのトラブルに巻き込まれたり、架空請求や悪質商法の被害も急増しています。

こうしたなか、消費者保護と安定した消費生活を確保するため、県と連携を図り、市民の誰もが気軽に相談、指導を受けられる体制の充実が求められています。

施策の方向

	施策名	内容
①	消費者支援の促進	消費者保護と安定した消費生活を確保するため、県と連携を図り苦情や相談に対応します。また、悪質商法、架空請求などの撲滅のため、情報の早期提供・迅速な対応に努めるとともに、消費生活相談員の研修参加を支援し、相談の質の向上を図ります。
②	消費者意識の啓発と消費者支援団体の育成	広報活動の充実により市民の消費者意識の啓発や消費者支援団体の育成に努め、消費者トラブルの防止を図ります。

目標値

施策名称	指標	実績値 H27年度	目標値 H33年度
2-2-2消費生活 ② 消費者意識の啓発と消費者支援団体の育成	消費者被害防止啓発活動 件数	6件	10件
＜説明＞消費者支援団体を中心に消費トラブル防止のための啓発活動に努める。			

基本目標2 産業の振興で活力あふれるまちづくり 《産業》

3 観光の振興

1 観光

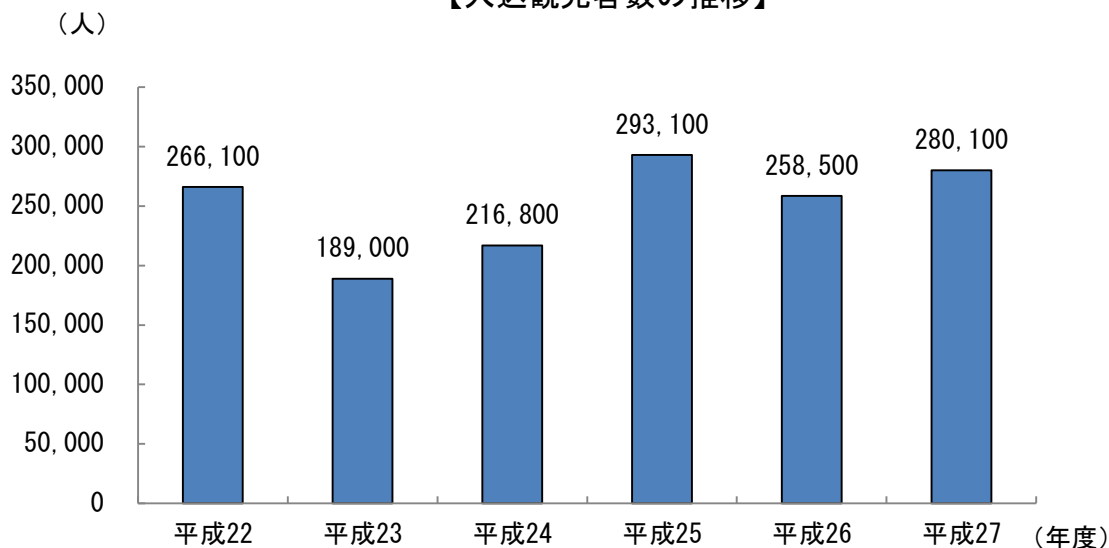
見
聞
と
課
題

本市の観光は、北西部と南東部に水郷筑波国立公園があり、山と湖の対照的な景色や多くの歴史的遺産、観光資源を有しており、果物狩りや帆引き船操業、各種イベント開催などによってこの魅力をPRしています。

今後は、新たな観光資源を開発しつつ、首都圏から70キロ圏内という立地を生かし観光エリアの魅力を向上させ、観光客を引き寄せられる魅力を高めていくことが重要です。また、歩崎公園・雪入ふれあいの里公園などの観光拠点は、機能の充実を図りながら魅力ある施設として整備していく必要があります。

デ
ー
タ

【入込観光客数の推移】



資料：茨城の観光レクリエーション現況

施策の方向

	施策名	内容
①	観光の推進体制とPRの充実	関係機関などとの広域連携などにより、広く本市の観光をPRするとともに、ソーシャルネットワークサービス等を活用し、国内外からの観光交流の拡大を図ります。
②	観光資源の活用	果樹園や帆引き船などの観光資源や観光拠点を活用し、地域産業の振興を図り、魅力ある観光地づくりを目指します。また、特色ある自然景観をフィルムコミッション事業に活用するとともに、体験型観光や全国から参加者が訪れるサイクルイベントを展開し、地域活性化に努めます。
③	観光拠点の整備	雪入ふれあいの里公園、歩崎公園をはじめとする観光施設は、観光の振興を図るため重要な役割を果たしており、その拠点整備に努めます。

基本目標2 産業の振興で活力あふれるまちづくり
《産業》

目標値

施策名称	指標	実績値 H27年度	目標値 H33年度
2-3-1観光 ② 観光資源の活用	観光イベント開催回数	8回	10回
<説明>多様な観光資源を活用したイベントの開催に努める。			
2-3-1観光 ③ 観光拠点の整備	入込観光客数	280,100人	307,000人
<説明>観光拠点の充実を図り、集客力の向上に努める。			

基本目標3 安全で快適に暮らせるまちづくり 《都市基盤》

1 適正な土地利用の推進

1 土地利用	①中心市街地の整備
	②自然環境との調和
	③未利用地の立地誘導
	④良好で快適な居住環境の維持・形成
	⑤調和のとれた集落環境の推進
	⑥土地利用の推進
	⑦都市計画の推進
	⑧地域の特性を生かした景観保全

2 都市基盤の整備

1 道路・交通	①国県道の要望活動
	②霞ヶ浦二橋の建設促進
	③広域的な道路体系の確立
	④幹線道路の整備
	⑤生活道路の整備
	⑥歩道の整備
	⑦公共交通の充実
2 公共施設	①公共施設の最適化

3 安全な住環境の推進

1 消防・救急	①消防組織、施設の整備
	②消防の広域化
	③防火意識の啓発
	④消防団協力事業所制度の促進
	⑤救急体制の充実
2 防災	①防災対策・体制の充実
	②市国民保護計画に基づく体制の推進
	③防災行政無線の充実
	④災害情報等の活用
	⑤ハザードマップの周知
	⑥災害協定締結団体との連携強化
	⑦災害時相互援助協定の推進
	⑧避難者の受入支援
3 交通安全・防犯	①交通安全意識の高揚
	②交通安全教育の徹底
	③交通危険個所の解消
	④県民交通災害共済の加入促進
	⑤防犯意識の向上
	⑥防犯設備の拡充
	⑦空き家の防犯対策
	⑧通学路等の防犯強化
	⑨犯罪被害の未然防止

基本目標3 安全で快適に暮らせるまちづくり 《都市基盤》

1 適正な土地利用の推進

1 土地利用

見
聞
と
課
題

JR 神立駅橋上化をはじめ、周辺エリアの区画整理事業、都市計画道路神立停車場線整備事業など本市の玄関口である神立駅周辺の社会インフラ整備が進められています。今後も「かすみがうら市都市計画マスタープラン」に基づき土地利用を促進しながら、社会情勢や都市形成の実態を把握する必要があります。

市街化調整区域については、農業的土地利用が中心ですが、少子高齢化が進み地域コミュニティへの影響が懸念されています。また、都市計画区域外では、農地や林地などに住居系や工業系の開発の混在が見られるため、開発の適正な誘導と周辺環境の保全に配慮した秩序ある土地利用を図る必要があります。

こうしたなか、本市は平成 27 年 10 月から、開発行為の許可などを中心とした都市計画に係る権限移譲を受けたことにより、独自の個性豊かなまちづくりを進めています。今後、さらなる高齢化の進展と人口減少が進むなかで、地域の活力をいかに維持していくかが課題となっています。

デ
ー
タ

【都市計画などの指定状況】（単位：ha）

指定区分		面積
都市計画区域		9,000
	市街化区域	754
	市街化調整区域	8,246
都市計画区域外		6,660
水郷筑波	（歩崎地区）	54
国定公園	（雪入地区）	450

資料：都市整備課 県環境政策課 ※各面積には湖沼（霞ヶ浦）分も含む

【地目別面積】（単位：ha）

総面積	15,660
田	2,327
畑	3,233
宅地	1,382
山林	2,483
原野	249
山林	721
その他	5,265

資料：県市町村課 ※茨城県市町村概況（平成 28 年度版）

施策の方向

	施策名	内容
①	中心市街地の整備	コンパクトシティの視点から、中心市街地への都市機能の集約と「小さな拠点」づくりを検討し、社会インフラの維持コストを抑制しつつ、住みやすいまちづくりを目指します。また、JR 神立駅周辺については、商業地などの建築物の密集した地区の防火機能を高めるため準防火地域の指定を行います。
②	自然環境との調和	周辺の自然環境や都市環境との調和を図りつつ、機能的で秩序ある土地利用を推進します。
③	未利用地の立地誘導	市街化区域の未利用地の有効活用を図るため、生活利便施設の集積や、良好な住宅の立地誘導により、地域産業の活性化、定住人口の増加を図ります。
④	良好で快適な居住環境の維持・形成	住宅地については、「かすみがうら市都市計画マスタープラン」や「かすみがうら市土地開発事業の適正化に関する指導要綱」などにに基づき、良好で快適な居住環境の維持、形成を誘導します。
⑤	調和のとれた集落環境の推進	市街化調整区域においては、区域指定制度を活用しながら、居住環境・生活環境を維持します。
⑥	土地利用の推進	既存の工業団地の有効利用と新たな需要に適切に対応できるよう、土地利用を推進します。
⑦	都市計画の推進	「かすみがうら市都市計画マスタープラン」に基づき、計画的なまちづくりを推進します。また、都市計画基礎調査に基づき、現状に合った用途地域の見直しや地区計画決定などの検討を行います。
⑧	地域の特性を生かした景観保全	筑波山系の山並みや霞ヶ浦など美しい郷土景観の保全を推進します。また、街並み景観保全のため、屋外広告物などの規制、指導を進めます。

目標値

施策名称	指標	実績値 H27 年度	目標値 H33 年度
3-1-1 土地利用 ⑥ 土地利用の推進	市街化区域内宅地化率	64%	66%
＜説明＞ 居住地の集約化を図る観点から宅地化率を高める。			

基本目標3 安全で快適に暮らせるまちづくり 《都市基盤》

2 都市基盤の整備

1 道路・交通

見
え
と
課
題

本市の広域的な交通機能を担う路線として、常磐自動車道、国道6号、国道354号の主要広域幹線道路が整備されています。国道6号は、慢性的な交通渋滞を解消するため、バイパスの早期完成を目指し、周辺自治体との連携強化を図り関係機関への要望活動を継続する必要があります。また、国道354号沿線は、土浦北インターチェンジから霞ヶ浦大橋までの道路環境が整備され、これによる市民生活の利便性の向上及び産業活動の活性化が期待されます。

県道については、つくば千代田線、土浦笠間線など8路線があり、主要広域幹線道路を補完し、道路ネットワークの骨格として市道との連携を高めています。今後は、狭隘や屈曲した危険箇所の整備促進など、機能充実が求められています。

また、土浦市と連携して進めている神立駅周辺整備に伴う都市計画道路の整備が進められているほか、市道については、日常の安全性や利便性の向上を確保するなど、生活道路としての機能向上が求められています。さらに、土浦市おおつ野地区への土浦協同病院移転に伴い、近隣市と連携する広域的なアクセス道路の整備が必要となっています。

交通政策については、「かすみがうら市地域公共交通網形成計画」に基づき、まちづくりとの連動や地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークを再構築していくことが重要です。

【市道整備状況】

デ
ー
タ

年度	実延長 (m)	改良 (m)	舗装 (m)	道路改良率 (%)	道路舗装率 (%)
平成23	1,443,507	357,041	772,562	24.7	53.5
平成24	1,444,143	359,213	773,476	24.9	53.6
平成25	1,443,482	359,368	773,305	24.9	53.6
平成26	1,447,173	364,276	777,713	25.2	53.7
平成27	1,447,105	367,376	780,555	25.4	53.9

資料：道路建設課（各年度4月1日現在）

施策の方向

	施策名	内容
①	国県道の要望活動	国道6号バイパスの早期完成を促進するため、継続的な要望活動を行います。また、狹隘や屈曲した県道については、道路改良及び道路側溝や交通安全施設整備について県へ要望します。
②	霞ヶ浦二橋の建設促進	霞ヶ浦によって分断されている交通アクセス改善を目指し、霞ヶ浦二橋の建設促進について、周辺市と連携し、国や県へ要望していきます。
③	広域的な道路体系の確立	広域化する市民の生活圏への対応や、土浦協同病院へのアクセスなど、近隣市との連携や役割分担のもと、広域的な視点での道路体系の確立を図ります。
④	幹線道路の整備	常磐自動車道千代田石岡インターチェンジ、国道6号、国道354号及び県道などの広域幹線道路網と連携した、市内幹線道路の整備を促進します。また、主要施設や地域間の連絡を円滑にする幹線道路については、補助制度などを活用しながら計画的な整備を進めます。
⑤	生活道路の整備	生活道路については、各行政区の要望を踏まえ整備の優先度を判断しながら、狹隘部などの危険箇所解消や舗装補修、排水整備などを実施します。
⑥	歩道の整備	歩行者等が安心して安全な通行ができる道路環境を確保するため、段差の解消や十分な幅員のある歩道の整備など、地域の実情に合った整備に努めます。
⑦	公共交通の充実	JR神立駅を中心とした拠点的土地利用の推進にあわせ、市内各所を結ぶ移動手段を確保した新しい公共交通体系を構築します。また、市民の移動ニーズ、高齢化や環境に配慮した効率的で利便性の高い交通システムを構築します。

目標値

施策名称	指標	実績値 H27年度	目標値 H33年度
3-2-1 道路・交通 ③ 広域的な道路体系の確立	都市計画道路の整備進捗率	28.6%	36.5%
＜説明＞都市計画道路の全線整備を目指す。			
3-2-1 道路・交通 ⑤ 生活道路の整備	生活道路の改良延長	367,376m	375,000m
＜説明＞生活道路の改良を進め、適切な維持管理に努める。			
3-2-1 道路・交通 ⑦ 公共交通の充実	霞ヶ浦広域バスの 1日当たりの利用者数	75人	85人
＜説明＞霞ヶ浦広域バスの利用促進により、地域公共交通の活性化を目指す。			

基本目標3 安全で快適に暮らせるまちづくり 《都市基盤》

2 都市基盤の整備

2 公共施設

見
え
と
課
題

市が保有する様々な公共施設は、昭和50年代から昭和60年代を中心に整備され、大半の施設が建築から30年以上を経過し、老朽化への対応が必要な時期を迎えています。

これらの施設は、その時代に必要施設として整備され活用されてきましたが、少子高齢化や人口減少、生活スタイルの変化などにより、必要とされる役割や量に変化がみられるようになっていきます。

さらに、厳しい財政状況から、特に公共性の高い施設でさえも、良好な状態で維持できなくなる可能性が高い状況となっています。

こうしたことから、今後のまちづくりや市民生活に必要な公共施設の最適化に向けた取り組みを進めるため、施設の利用環境の向上、適正な規模での配置、適切な維持管理・保全などを総合的かつ計画的に行う必要があります。

また、公共施設の適正配置にあたっては、市内に必要な施設を完備するといった従来の考えから脱却し、市域を越えた広域的な連携も視野に、生活圏の広域化に対応した検討を進めることも有効と考えられます。

施
策
の
方
向

	施策名	内容
①	公共施設の最適化	公共施設の質・量・コストの視点から、より多くの市民が快適に利用できる施設、適正な規模と配置で整備されている施設、効率的・効果的に管理運営されている施設を目指します。 そのため、それぞれの施設で行われている事務事業の方向性や今後のニーズなどを踏まえた施設の機能複合化と総量縮減、土地利用構想や広域的な連携なども視野に入れた施設の適正配置、長寿命化や安全安心の確保のための適切な施設保全、維持管理コストと施設使用料の適正化や民間ノウハウの活用などによる施設の効率的・効果的な管理運営などを計画的に進めます。

基本目標3 安全で快適に暮らせるまちづくり 《都市基盤》

3 安全な住環境の推進

1 消防・救急

見直し課題

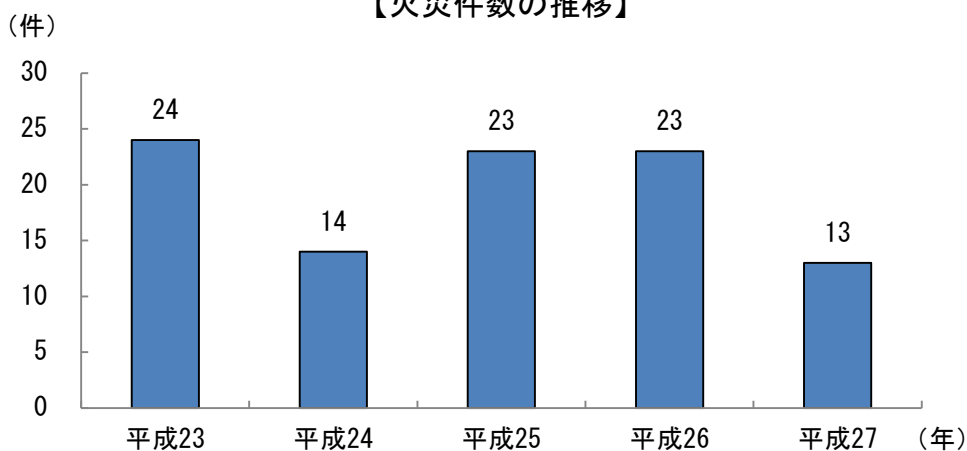
高齢化の進展や疾病構造の変化、多発する交通事故などによって救急要請は年々増加しており、火災、交通事故、水難事故などにおける救助要請の内容も複雑かつ多様化しています。地震などの自然災害、高速交通網の発達などに伴う大規模な災害など、高度で専門的な対応ができる消防・救急体制の充実強化など安心と安全を目指した地域づくりが求められています。

かすみがうら市には、1本部2消防署の常備消防と10分団21部の非常備消防がありますが、高度化する救急需要に迅速かつ的確に対応するため、引き続き救急救命士の育成や高規格救急自動車の更新、高度救命処置資機材の充実を図るとともに、国が推進する消防の広域化に対応しながら一層の消防体制の充実強化を図る必要があります。

また、民間防災組織や婦人防火クラブなどの育成指導により、家庭における火災予防意識の高揚を図り、住宅火災による死傷者を防ぐため、一般住宅への住宅用火災警報器設置の普及・啓発と予防広報により地域ぐるみの防災体制を確立していく必要があります。

データ

【火災件数の推移】



【救急出場の推移】 (単位：件)

年	総数	火災	交通	水難	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	自然災害
平成23	1,804	4	224	-	16	4	249	10	25	1,237	14	1
平成24	1,792	4	265	1	22	10	247	5	27	1,198	13	-
平成25	1,759	4	249	2	28	8	242	13	24	1,180	9	-
平成26	1,789	4	223	2	14	9	250	11	8	1,258	10	-
平成27	1,785	8	230	2	13	8	240	8	20	1,241	15	-

資料：消防本部

施策の方向

	施策名	内容
①	消防組織、施設の整備	消防団員の確保に努めるとともに消防団詰所・消防水利などの計画的な整備を進め、消防施設の強化、組織の活性化を図ります。
②	消防の広域化	「茨城県消防広域化推進計画」による消防の広域化を推進し、消防体制の強化を目指します。
③	防火意識の啓発	婦人防火クラブなどの民間防火組織を育成指導し、家庭における防火意識の高揚を図ります。また、消防本部・消防団・婦人防火クラブなどが連携を図り、一般住宅への住宅用火災警報器設置の普及啓発を推進します。
④	消防団協力事業所制度の促進	消防団に対する事業所からの協力を得るため、消防団協力事業所表示制度の普及を図り、活動への理解を促進します。
⑤	救急体制の充実	救命救急に関する隊員教育を推進するとともに、高規格救急自動車の更新を計画的に進めます。また、事業所や市民を対象に、AEDの使用を含めた応急手当の講習を推進し、応急処置の知識や技術を高めます。

目標値

施策名称	指標	実績値 H27年度	目標値 H33年度
3-3-1 消防・救急 ① 消防組織、施設の整備	消防水利の累計設置数	1,596 箇所	1,625 箇所
＜説明＞年間6箇所増を見込み、火災被害の抑制に努める。			
3-3-1 消防・救急 ⑤ 救急体制の充実	救急救命士の累計人数	29 人	29 人
＜説明＞現状の救急救命士数を確保するとともに病院前救護体制を強化し、救命率の向上に努める。			
3-3-1 消防・救急 ⑤ 救急体制の充実	救命講習受講者累計人数	5,824 人	8,824 人
＜説明＞傷病者発生時に速やかな応急手当を実施できるよう救命講習受講者を増加させる。 (年間500人)			

基本目標3 安全で快適に暮らせるまちづくり 《都市基盤》

3 安全な住環境の推進

2 防災

見
況
と
課
題

平成23年3月の東日本大震災や平成27年9月の関東東北豪雨など、自然災害による甚大な被害が発生しており、市民の防災に対する意識が非常に高まっています。

本市では「かすみがうら市地域防災計画」や「かすみがうら市国民保護計画」を策定し、地域と行政、企業、関係機関の連携による危機管理体制の構築を推進し、安心して暮らせるまちづくりを進めています。

今後は、自主防災組織の拡充や防災マップの見直し・作成、防災行政無線のデジタル化整備事業の推進、高齢者や障害者などの災害時要支援者対策など、地域防災力の向上に取り組む必要があります。

施
策
の
方
向

	施策名	内容
①	防災対策・体制の充実	「かすみがうら市地域防災計画」の見直しを行い、業務継続計画を策定します。また、自主防災組織の拡充・強化を進め、災害用備蓄品の確保に努めるとともに、急傾斜地などの危険区域における避難体制の整備や、河川の水防対策を進めるため、関係機関との連携強化に努めます。さらに、震災の備えとして、「かすみがうら市耐震改修促進計画」に基づき、既存建築物の耐震化を推進します。
②	市国民保護計画に基づく体制の推進	「かすみがうら市国民保護計画」に基づき、外国からの武力攻撃などの災害への対処を速やかに実施できる体制づくりを進めます。
③	防災行政無線の充実	防災行政無線のデジタル化を進めるとともに、他の情報伝達手段についても検討し、更なる充実を図ります。
④	災害情報等の活用	災害情報や気象情報の情報収集・伝達に県防災情報ネットワークシステムなどを活用し、市民の安心安全の確保に努めます。
⑤	ハザードマップの周知	土砂災害、洪水などのハザードマップによる周知を図り、災害への理解と意識の高揚を推進します。
⑥	災害協定締結団体との連携強化	災害協定締結団体との連携を強化し、災害時の応援援助の充実と、必要に応じ新たな協力団体との協定締結を推進します。
⑦	災害時相互援助協定の推進	東京都板橋区を中心とした13市区町や県内外の自治体などと災害時相互援助協定を維持し、大規模災害時の支援体制を引き続き進めます。
⑧	避難者の受入支援	「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」並びに「福島県原子力災害広域避難計画」に基づき、避難住民の受入れ体制などについて関係機関と協議を進め支援を行います。

施策名称	指標	実績値 H27 年度	目標値 H33 年度
3-3-2 防災 ① 防災対策・体制の充実	防災訓練参加者人数	1,522 人	1,500 人
<説明> 防災意識の高揚と災害発生時の被害抑制のため、参加者人数の維持に努める。			
3-3-2 防災 ③ 防災行政無線の充実	防災無線のデジタル化更新 累計件数	93 件	208 件
<説明> アナログ方式の無線をデジタル通信システムに更新し、機能性を高め防災体制を強化する。			
3-3-2 防災 ⑥ 災害協定締結団体との 連携強化	災害協定の締結数	16 団体	30 団体
<説明> 災害時の応急対応として、企業や協力団体との災害協定を推進する。			

基本目標3 安全で快適に暮らせるまちづくり 《都市基盤》

3 安全な住環境の推進

3 交通安全・防犯

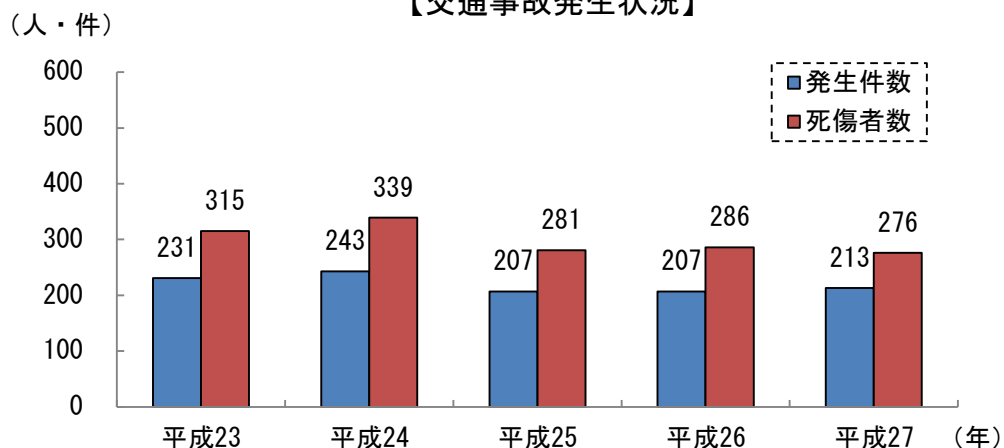
見
聞
と
課
題

平成27年茨城県内の交通事故による死亡者は140名で、全国ではワースト11位となっており、多発する交通事故に対して、警察及び関係団体と連携した事故防止の啓発活動や交通安全施設の充実が求められています。また、高齢化が進むなか、継続的な交通事故の未然防止に向けた取り組みが重要となっています。

防犯については、警察や防犯関係団体などの連携により、安全安心なまちづくりを目指す取り組みを継続していくことが重要であり、市民の防犯意識の向上や、防犯設備の拡充を図る必要があります。

デ
ー
タ

【交通事故発生状況】



資料：土浦警察署

施策の方向

	施策名	内容
①	交通安全意識の高揚	警察や交通安全関連団体と連携し、交通安全運動やパトロールなどを実施し、市民への交通安全意識の啓発によりその高揚を図ります。
②	交通安全教育の徹底	関係機関と協力し、保育所や学校などにおける交通安全教育の徹底、さらには、高齢者に対する教育の機会を設けるなどし、交通事故防止に努めます。
③	交通危険個所の解消	交通危険個所の解消のため、警察などの関係機関と連携しながら、カーブミラーの設置や路面標示など、交通安全施設の整備を進めます。
④	県民交通災害共済の加入促進	交通事故被害者救済のため、県の交通事故相談所を活用するとともに、県民交通災害共済の加入促進を図ります。
⑤	防犯意識の向上	警察や防犯関係団体との連携を強化しながら、街頭啓発や広報活動を実施し、市民の防犯意識の向上を図ります。
⑥	防犯設備の拡充	夜間の犯罪防止や通行の安全確保に向けて、LED防犯灯の設置や防犯カメラなどの防犯設備の拡充を図ります。
⑦	空き家の防犯対策	管理が不十分な空き家対策の強化を進め、犯罪の未然防止に努めます。
⑧	通学路等の防犯強化	「こどもを守る110番の家」の設置促進や、地域で実施している自主防犯パトロール団体と連携し、通学路などの防犯に配慮した環境整備を進めます。
⑨	犯罪被害の未然防止	犯罪被害を未然に防ぐため、警察などと連携体制の強化を進めながら、情報発信や啓発活動を行うとともに相談窓口を設置し、被害者の心のケアと被害防止に努めます。

三票直

施策名称	指標	実績値 H27年度	目標値 H33年度
3-3-3交通安全・防犯 ① 交通安全意識の高揚	交通安全運動実施回数	5回	5回
＜説明＞ 市内発生の死亡事故ゼロを目指す。			
3-3-3交通安全・防犯 ⑥ 防犯設備の拡充	防犯灯の設置補助件数	129件	50件
＜説明＞ 防犯灯の設置補助を継続し、設置要望に応じていくことで補助件数を減らしていく。			

基本目標4 健康で思いやりをもって暮らせるまちづくり 《健康・福祉》

基本目標4 健康で思いやりをもって暮らせるまちづくり 《健康・福祉》

1 健康づくりの推進

1 保健・医療	①健康増進計画の推進
	②健康意識の高揚
	③健康づくり事業の推進
	④健診、ドックの受診体制整備
	⑤予防接種の推進
	⑥妊娠・出産・育児への支援体制の強化
	⑦医療体制の強化
	⑧献血の推進
	⑨食育の推進
2 医療保険制度	①国民健康保険制度の周知
	②医療費の適正化と保険財政の健全化
	③後期高齢者医療制度の充実
	④医療福祉制度の充実

2 高齢者福祉の向上

1 高齢者福祉	①福祉施設などとの連携体制の強化
	②高齢者大学
	③文化団体の活動支援
	④高齢者の安全な環境の整備
	⑤社会参加活動の推進
2 介護保険	①地域包括支援体制の充実
	②地域包括支援制度の周知連携
	③サービス提供体制の充実
	④地域包括支援体制の整備
	⑤質的向上の推進
	⑥相談・支援体制の充実

3 障害者福祉の向上

1 障害者福祉	①自立生活の支援
	②社会参加の促進

4 地域福祉の向上

1 地域福祉	①地域福祉意識の高揚
	②地域福祉施設の充実
	③関係機関・団体との連携の強化
2 低所得者福祉	①生活困窮者自立支援
	②生活保護
3 国民年金	①国民年金制度の周知啓発

基本目標4 健康で思いやりをもって暮らせるまちづくり 《健康・福祉》

1 健康づくりの推進

1 保健・医療

見
聞
と
課
題

市民一人ひとりが健康的で幸せな生活を送ってゆくためには、疾病の早期発見と治療、予防における健康寿命の延伸により、身体的・精神的な健康を維持してゆくことが重要となっています。

生活習慣病予防を重点とするため、人間ドックや各種健康診査などの受診費を一部負担することで、疾病の早期発見における発症の低下を目指しています。しかし、健康診査などの受診率が低迷していることから、未受診者に対する勧奨対策を行うなど受診率の向上の対策が課題となっています。

少子高齢化による高齢者の増加と若年人口の減少で、生活環境が変化するなか、「かすみがうら市健康増進計画」に基づき、様々な分野の団体との連携による健康づくりの体制を進めており、保健センターを拠点とした健康相談や健康教室・疾病予防の講演会などを実施しています。また、地域の食生活改善推進員や健康増進推進員による、主体的な健康づくり活動を支援しています。

デ
ー
タ

【各種検診の状況】（単位：人）

年度	合計	結核健康診断	特定健康診査	成人検診	肝炎ウイルス検診	肺がん検診	胃がん検診	大腸がん検診	乳がん検診	子宮がん検診	腹部超音波検診	前立腺がん検診	骨粗鬆症検診
平成 23	18,899	4,026	4,683	284	157	4,060	770	1,218	1,025	1,034	689	723	230
平成 24	19,243	4,010	4,739	291	152	4,042	859	1,442	1,020	1,006	700	739	243
平成 25	18,192	3,630	4,533	211	161	3,659	726	1,689	1,124	938	603	690	228
平成 26	19,607	3,912	4,689	123	119	3,954	776	1,733	1,331	1,098	788	844	240
平成 27	18,433	3,753	4,449	183	105	3,787	751	1,742	961	862	778	843	219

資料：健康づくり増進課

施策の方向

	施策名	内容
①	健康増進計画の推進	「かすみがうら市健康増進計画」に基づき、心身ともに健康で長生きするための施策を総合的に推進します。
②	健康意識の高揚	医療機関との連携や特色ある健康教室などを開催し、健康への自主的な取組みを支援するとともに、市民の健康に対する意識の高揚を図ります。
③	健康づくり事業の推進	健康増進、疾病の予防、早期発見及び早期治療の啓発や健康管理の奨励など各種の健康づくり事業を推進します。また、食生活改善推進員、健康増進推進員などの育成を図り、市民の健康づくり体制の強化に努めます。
④	健診、ドックの受診体制整備	各種健診（検診）、人間ドック・脳ドックの受診体制の整備により受診率の向上を図ります。また、各種健康診査、健康教育、健康相談及び歯科事業などを推進します。
⑤	予防接種の推進	医療機関と連携し、適正かつ安全な予防接種実施の体制を整備し推進を図ります。
⑥	妊娠・出産・育児への支援体制の強化	妊婦教室の開催や不妊治療支援、母子健康指導の充実を図ります。また、乳幼児健診や家庭訪問などを実施し、母子の健康と乳幼児の健全な発育を支援します。
⑦	医療体制の強化	休日や夜間の当番医制方式により救急医療体制の充実を図ります。また、市民が身近なところで安心して医療サービスを受けられるよう、医療機関との連携強化を図り、地域医療の充実に努めます。
⑧	献血の推進	安全な血液の安定した供給に向け、県や関係機関と協力し献血の推進に取り組み、血液の安定確保に努めます。
⑨	食育の推進	地域、家庭、学校、保育所などが食育に対する役割を認識し、それぞれの連携協力による食育の普及を推進します。食育による健全な食生活の実現によって、市民の心身の健康増進を目指します。

施策名称	指標	実績値 H27 年度	目標値 H33 年度
4－1－1 保健・医療 ② 健康意識の高揚	健康教室の参加者数	1,590 人	1,750 人
<説明> 健康教室への参加を推進し、健康への意識を高める。			
4－1－1 保健・医療 ④ 健診、ドックの受診体制整備	特定検診の受診率	38.4%	45.0%
<説明> 国の平均値 33.5%、県の平均値 35.0%を踏まえ、受診率を高める。(受信者数／対象者数)			

基本目標4 健康で思いやりをもって暮らせるまちづくり 《健康・福祉》

1 健康づくりの推進

2 医療保険制度

見
況
と
課
題

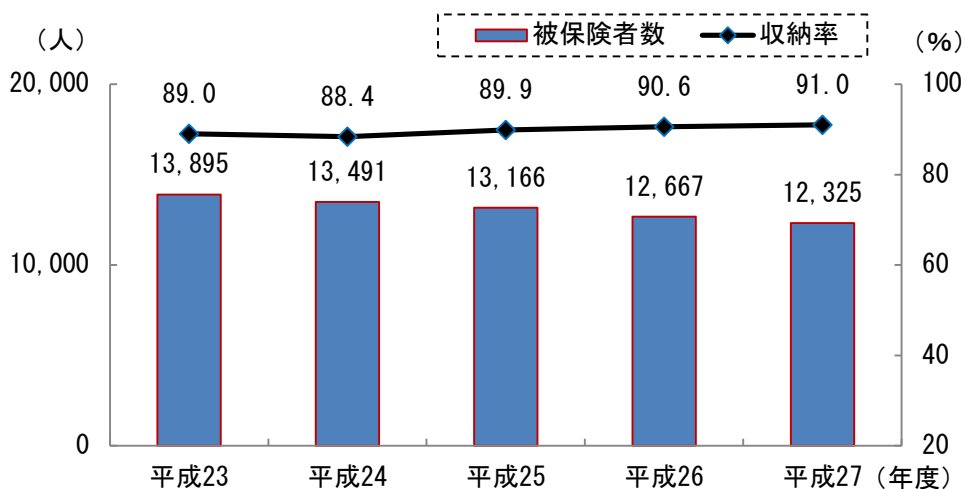
国民健康保険は、国民皆保険を支える医療保険制度として重要な役割を担っていますが、被保険者の年齢構成が高い傾向にあるため医療費水準も高く、小規模保険者が多いという構造的な課題を抱えています。安定した制度運営を行うため、国民健康保険制度改革の活発な議論がなされており、平成30年度から新たな仕組みでの事業運営が予定されています。

制度改革後は県が財政運営の責任主体となり、市は地域住民に一番身近な行政機関として、被保険者の実情を把握した上で、地域におけるきめ細かい事業を行うこととされています。

今後も高齢化の進展などに伴い医療費の伸びが見込まれるなか、後期高齢者医療制度、医療福祉制度とのバランスを保ちながら安定的に制度を運営していけるよう、医療費の適正化に向けた積極的な取り組みが求められています。

デ
ー
タ

【国民健康保険被保険者数と収納率の推移】



資料：国保年金課

施策の方向

	施策名	内容
①	国民健康保険制度の周知	国民健康保険制度に対する理解を深め、被保険者が安心して医療を受けられるよう医療費の給付を行います。また、制度に対する理解促進のため、パンフレットの配付、広報誌、市ホームページによる制度の周知を行います。
②	医療費の適正化と保険財政の健全化	医療費の適正化を推進するため、ジェネリック医薬品の差額通知を行い、積極的な利用促進を行います。また、国民健康保険の適用適正化を図るため、レセプト点検の充実に努めます。
③	後期高齢者医療制度の充実	被保険者の増加に比例し医療費が増加しており、これに対応するため、県後期高齢者医療広域連合と連携し、訪問による健康相談や、レセプト点検の強化により、医療費抑制を図ります。また、広報誌による周知や、健康カレンダーの配布により、病気の早期発見や治療につながる健康診査の受診率向上に努めます。
④	医療福祉制度の充実	医療福祉制度は自治体ごとに内容が異なることから、今後予定している国民健康保険の広域化をふまえ、近隣自治体の動向を注視し、同制度の充実に努めます。また、制度の適正運用を図るため、広報誌による周知や対象者への通知を行い、レセプトの過誤調整による返戻軽減に努めます。

三票直

施策名称	指標	実績値 H27年度	目標値 H33年度
4-1-2 医療保険制度 ① 国民健康保険制度の周知	国民健康保険被保険者一人当たりの医療費	317,867 円	420,000 円
＜説明＞ 増加する医療費の抑制に努める。			
4-1-2 医療保険制度 ② 医療費の適正化と保険財政の健全化	国保税収納率（現年度分）	91.0%	92.0%
＜説明＞ 国民健康保険財政の健全化を図るため収納率向上に努める。（国保税収納額／国保税調定額）			
4-1-2 医療保険制度 ③ 後期高齢者医療制度の充実	後期高齢者健康診査の受診率	20.2%	22.5%
＜説明＞ 県の平均値 16.7%を踏まえ受診率を高める。 （後期高齢者健康診査受診者数／健康診査対象者数）			

基本目標4 健康で思いやりをもって暮らせるまちづくり 《健康・福祉》

2 高齢者福祉の向上

1 高齢者福祉

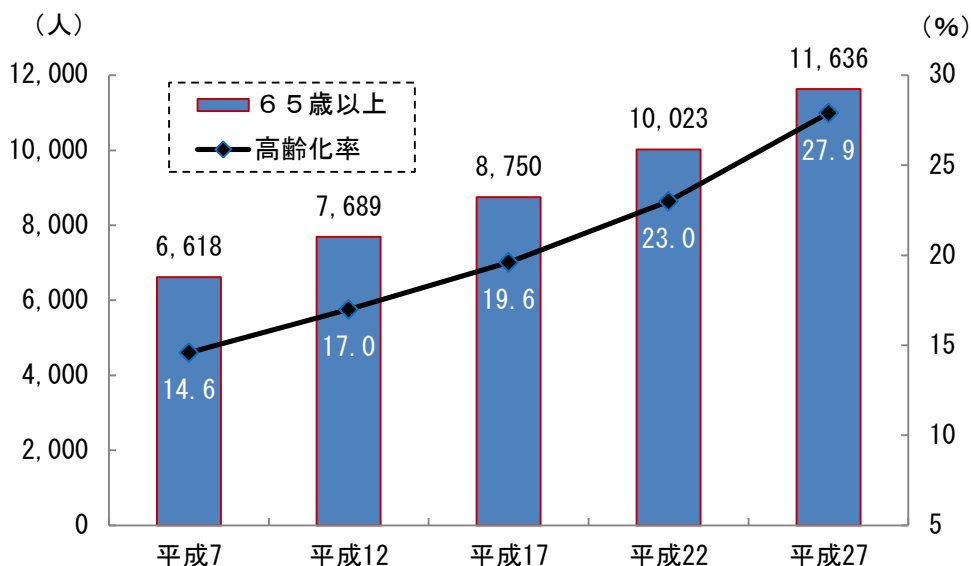
現況と課題

平均寿命の伸長にともない、援護を必要とする高齢者の生活を社会全体で支援しながら、高齢者がそれぞれの地域の中で、生きがいを持って健康で充実した生活ができるような仕組みをつくる必要があります。また、元気で活動的な高齢者が増え、高齢者の生きがいづくり、仲間づくり、健康づくりなどの観点から、社会教育（高齢者大学や文化団体の活動支援など）、スポーツ振興（体育協会や総合型スポーツ活動の支援など）、文化振興（各種ふるさと教育）、公民館活動（公民館講座やコミュニティ活動）などの生涯学習事業も重要です。

高齢者が健康を保持し自立した生活を送ることができるよう、社会参加や交流活動など様々な生きがいづくりを進めることで、知恵と経験豊富な人財が「生涯現役」で活躍できる地域社会を目指して、健康な日常生活を送るための生活支援サービスの充実とともに、高齢者の健康づくりへの積極的な取り組みが求められています。

データ

【高齢化の推移】



資料：国勢調査（各年度10月1日現在）

※平成27年度は、常住人口調査による7月1日現在の人口

施策の方向

	施策名	内容
①	福祉施設などとの連携体制の強化	地域包括支援センターや地域ケアシステム、在宅介護支援センターなどの関係機関が主体となり、情報交換や総合的及び個別的協議により日常生活に課題を抱える高齢者の継続的な支援に努めます。
②	高齢者大学	「学ぶ輪・友の輪・地域の輪」をテーマに、心身ともに健康で心豊かなシニアライフを送る一助となるよう、新しい体験や学習をする機会を提供します。
③	文化団体の活動支援	サークル化、同好会化を目指した公民館講座や、既存団体主催の講座を開催し、高齢者の文化芸術活動を支援します。
④	高齢者の安全な環境の整備	要援護高齢者の把握と災害時の適切な支援体制の把握を図ります。また、ひとり暮らし高齢者などに対し緊急通報装置を貸与し緊急時の対応を図ります。
⑤	社会参加活動の推進	高齢者が充実した生活を送ることができるよう、地域や世代間の交流を充実させ、高齢者の社会参加を促進するための生きがいづくりを支援します。

基本目標4 健康で思いやりをもって暮らせるまちづくり

《健康・福祉》

目標値

施策名称	指標	実績値 H27年度	目標値 H33年度
4-2-1 高齢者福祉 ① 福祉施設などとの連携体制の強化	各種生活支援サービスの利用者数	537人	600人
＜説明＞「食」の自立支援事業や緊急通報装置設置事業、福祉タクシーなどのサービス推進に努める。			
4-2-1 高齢者福祉 ③ 文化団体の活動支援	文化協会加盟団体数	45団体	50団体
＜説明＞生きがいづくり、仲間づくり、健康づくりなど、それぞれの目的に応じた自主的な活動を支持する。			
4-2-1 高齢者福祉 ④ 高齢者の安全な環境の整備	自立高齢者の割合	85.2%	85.0%
＜説明＞自立高齢者減少傾向のなかの努力目標。 (自立高齢者数(要介護・要支援認定者以外) / 高齢者数)			
4-2-1 高齢者福祉 ⑤ 社会参加活動の推進	単位老人クラブ数	24団体	27団体
＜説明＞社会奉仕、生きがいづくり、介護予防などの活動のさらなる拡大に努める。			

基本目標4 健康で思いやりをもって暮らせるまちづくり 《健康・福祉》

2 高齢者福祉の向上

2 介護保険

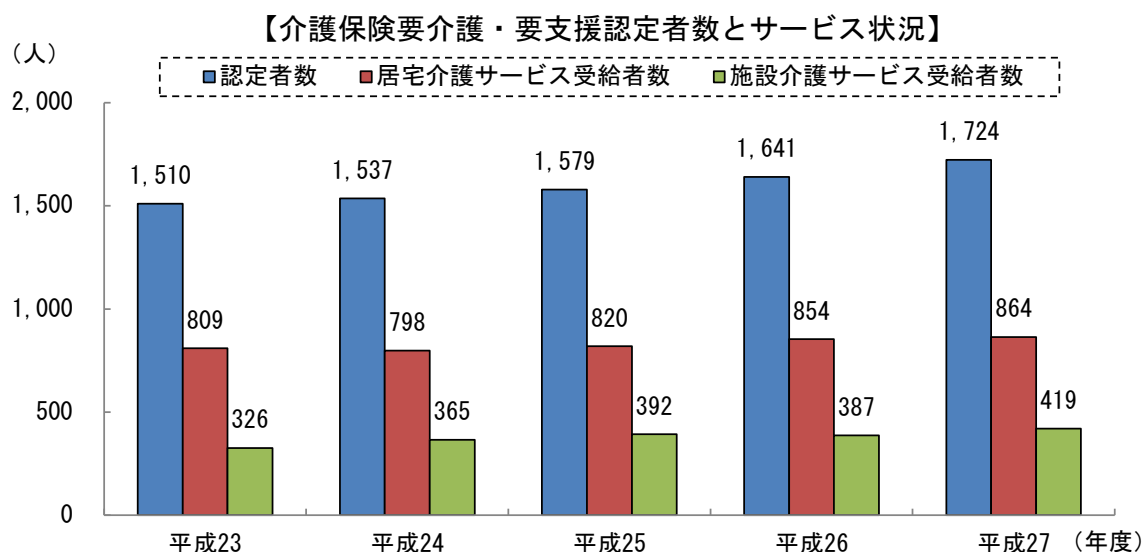
見
兄
と
課
題

本市の要介護・要支援認定者は平成27年度末1,724人で、介護保険制度施行以降は年々増加傾向にあり、高齢化の進行に伴い今後も増加が予想され、良質な介護サービスを総合的かつ継続的に利用できる体制を維持していくことが重要となっています。

このため、「かすみがうらいきいき長寿プラン 高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」に基づき、介護サービスの質の向上に取り組むとともに、要介護状態の発生予防や悪化防止、改善に重点を置き、適正なケアプランの作成に努め介護サービスを提供するほか、家族介護者への支援なども充実していく必要があります。

また、認知症に対する正しい知識と理解を広め、地域で認知症高齢者やその家族を支援できる体制の整備に努めていくことが重要です。

デ
ー
タ



資料：介護長寿課（各年度3月31日現在）

施策の方向

	施策名	内容
①	地域包括支援体制の充実	介護予防事業と日常生活支援を組み合わせた「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」により、多様なサービスの提供に努めます。また、介護予防教室の開催や地域活動組織との連携を強化し、介護予防事業を推進します。
②	地域包括支援制度の周知連携	介護や認知症、高齢者虐待、権利擁護などの制度に関し、その周知を図るとともに、関係機関との連携により包括的・総合的な支援に努めます。
③	サービス提供体制の充実	住み慣れた地域での安心した生活を支えるため、地域支援事業の展開を推進します。また、新規事業者の参入や既存事業者のサービス提供の拡大により、利用の増大に対応した事業展開を推進します。
④	地域包括支援体制の整備	要支援、要介護状態になる前からの介護予防を推進します。また、地域包括支援センターを中核とした総合的な介護予防システムの充実を図るとともに、高齢者が健康を維持し、自立した生活が維持できるための健康教育を推進します。
⑤	質的向上の推進	介護給付などの費用の適正化を図るため、利用者の状態に応じたサービスの点検を実施します。また、介護支援専門員の専門知識の修得、技術向上の研修を義務付け、質的な向上を推進します。
⑥	相談・支援体制の充実	介護者の家族が抱える悩みに対する相談、家族教室の実施・介護や認知症、成年後見制度、高齢者虐待などの相談窓口を設置し、相談支援体制の充実を図ります。

目標値

施策名称	指標	実績値 H27 年度	目標値 H33 年度
4-2-2介護保険 ③ サービス提供体制の充実	介護保険サービスの利用率	85.5%	85.0%
＜説明＞介護保険サービスを多くの市民に利用してもらうための努力目標。			

基本目標4 健康で思いやりをもって暮らせるまちづくり 《健康・福祉》

3 障害者福祉の向上

1 障害者福祉

見
兄
と
課
題

障害者福祉に関しては、障害者虐待防止法施行（平成 24 年）、障害者総合支援法・障害者優先調達推進法施行（平成 25 年）、成年被後見人の選挙権についての公職選挙法等の一部改正（平成 25 年）、国連障害者権利条約の批准（平成 26 年）、障害者差別解消法施行（平成 28 年）など、法令の制定・改正が相次いで行われています。市では、平成 27 年 3 月に「かすみがうら市障害者計画・障害福祉計画」を策定し、こうした法・制度改正に対応した各種施策を展開しています。

近年は障害の定義も多様化しており、発達障害や難病患者も障害福祉サービスの対象となったことから、障害の種類や程度に応じたきめ細かな対応が求められています。

障害のある人もない人も分け隔てなく暮らす共生社会の実現に向けて、生活・自立の支援や情報提供・相談業務の充実など、障害者福祉の充実を図っていく必要があります。

デ
ー
タ

【障害手帳所持者数の推移】（単位：人）

年度	身体障害者手帳	療育手帳	精神保健福祉手帳	合計
平成 23	1,671	271	124	2,066
平成 24	1,716	287	137	2,140
平成 25	1,797	304	156	2,257
平成 26	1,859	315	172	2,346
平成 27	1,893	331	166	2,390

資料：社会福祉課（各年度 4 月 1 日現在）

施策の方向

	施策名	内容
①	自立生活の支援	障害福祉サービスや地域生活支援事業などの各種サービスの基盤整備を進め、障害者総合支援法による制度の円滑な運営とともに、相談支援事業の充実を図ります。また、障害のある人の自立した暮らしと地域生活を支援するため、日常生活を支援する各種の事業などを展開します。
②	社会参加の促進	文化・スポーツ・レクリエーション活動への参加を促し、障害のある人が生きがいや楽しみのある豊かな生活を送れる施策を進めます。また、障害のある人の地域社会への参加を促進するため、就職支援などによる雇用機会の拡充を進めます。また、地域福祉との連携により地域との交流の機会の創出を図ります。

目標値

施策名称	指標	実績値 H27 年度	目標値 H33 年度
4-3-1 障害者福祉 ① 自立生活の支援	障害福祉サービスの 利用人数	135 人	161 人
＜説明＞必要とするサービスを提供し、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援する。			
4-3-1 障害者福祉 ② 社会参加の促進	就労支援の利用人数	75 人	113 人
＜説明＞各種就労支援利用人数の努力目標値。			

基本目標4 健康で思いやりをもって暮らせるまちづくり 《健康・福祉》

4 地域福祉の向上

1 地域福祉

見
兄
と
課
題

本市では、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、各種福祉サービスの提供や地域の人々の支え合いや、ボランティア活動によるサービスの提供体制の充実に向け取り組みを進めています。

しかし、近年においては福祉に関わる制度や法律の改正をはじめ、少子高齢化や核家族化の進展、さらには、地域のつながりが希薄化しつつあることから、行政に対するニーズの多様化・複雑化が進んでいます。

本市においても、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯や子育てに不安を抱える家庭の増加、また、災害時における要配慮者への支援など、地域の中で様々な課題が増加傾向にあります。

このような状況のなか、より充実した地域社会を築くためには、市及び社会福祉協議会を中心とした福祉体制の充実と併せ、関係機関・各種福祉団体と連携を図り、効率的な事業を展開するネットワークを構築していくことが重要となります。また、地域住民の活動や交流の拠点となる施設サービスの充実を図るとともに、地域住民の理解と協力を得ながら地域福祉の向上に努め、誰もが利用しやすい福祉サービスの提供と地域の支え合いによる地域社会を築くことが望まれます。

施
策
の
方
針

	施策名	内容
①	地域福祉意識の高揚	関係機関や各種福祉関係団体との協力により、効果的な広報活動や啓発事業を展開し、地域福祉に関する意識の向上に努めます。また、市民参加による、ボランティア活動や福祉に関する講座等の学習機会を提供するとともに受講者の活動を支援するなど、福祉教育体制の充実を図ります。
②	地域福祉施設の充実	地域福祉活動の拠点であるあじさい館やまゆり館において、利用者が快適で安全に利用出来る管理運営に努めるとともに、高齢者や障害者、子育て中の保護者など誰もが安心して社会参加し、世代間のふれあいや交流の場として活用できるよう施設サービスの充実を図ります。
③	関係機関・団体との連携の強化	社会福祉協議会や民生委員、児童委員、ボランティアなどの関係機関が、それぞれの活動内容の把握と役割分担を明確にし、地域福祉の推進のための効果的な連携を促進します。

施策名称	指標	実績値 H27 年度	目標値 H33 年度
4-4-1 地域福祉 ① 地域福祉意識の高揚	ボランティア数	308 人	350 人
＜説明＞市民参加によるボランティア活動を推進する。			
4-4-1 地域福祉 ① 地域福祉意識の高揚	ボランティア養成講座数	2 講座	3 講座
＜説明＞市民参加によるボランティア活動を推進する。			
4-4-1 地域福祉 ② 地域福祉施設の充実	あじさい館内福祉館の 利用者数	80,321 人	82,000 人
＜説明＞世代間の交流の場として活用するなど、利用者増加を目指す。			
4-4-1 地域福祉 ② 地域福祉施設の充実	やまゆり館の利用者数	49,246 人	50,000 人
＜説明＞世代間の交流の場として活用するなど、利用者増加を目指す。			
4-4-1 地域福祉 ③ 関係機関・団体との連携の強化	民生委員・児童委員数	87 人	87 人
＜説明＞担当エリアの再編及び市街地周辺の増員など、福祉行政のさらなる推進を図る。			
4-4-1 地域福祉 ③ 関係機関・団体との連携の強化	民生委員・児童委員 定例研修会の開催回数	11 回	11 回
＜説明＞研修を通し、委員活動の活性化を目指す。			
4-4-1 地域福祉 ③ 関係機関・団体との連携の強化	ボランティア団体数	24 団体	27 団体
＜説明＞市民団体によるボランティア活動を推進する。			

基本目標4 健康で思いやりをもって暮らせるまちづくり 《健康・福祉》

4 地域福祉の向上

2 低所得者福祉

見
聞
と
課
題

生活保護制度は、生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする最後のセーフティネットです。

本市で生活保護を受けている世帯は、平成27年度末で200世帯となっており、ここ5年は200世帯前後で推移しています。このうち高齢者世帯、傷病者世帯及び障害者世帯の割合が高く、特に高齢者が世帯全体の3分の2を占め、増加傾向にあります。

今後も地域の民生委員・児童委員・社会福祉協議会や関係機関と連携を図り、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度などを活用しながら、生活困窮者が安心して暮らせるよう支援していく必要があります。また、低所得者層に対しても関係機関と連携を図りながら相談支援体制を充実し、実状に即した対応が求められています。

デ
ータ

【低所得者福祉（生活保護状況）】（単位：世帯、人）

年度	被保護世帯	被保護人員
平成23	211	259
平成24	219	263
平成25	215	255
平成26	212	252
平成27	200	239

資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

施
策
の
方
針

	施策名	内容
①	生活困窮者自立支援	生活困窮者が抱える問題の相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援のため支援プログラムを作成し自立を支援します。また、住居を喪失している者などの離職者には住居確保給付金を支給するとともに、生活困窮世帯などの子どもには関係機関との連携による支援を行い、貧困の連鎖防止に努めます。
②	生活保護	生活保護制度の適正な運用に努め、保健・医療・福祉などの連携を図るとともに、各種社会保険制度の活用により、経済的自立を支援します。

基本目標4 健康で思いやりをもって暮らせるまちづくり 《健康・福祉》

4 地域福祉の向上

3 国民年金

現況と課題

国民年金は、老齢や障害などについて、すべての人に共通の「基礎年金」を支給し、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とした制度です。

少子・高齢化が進み、制度の長期的な安定に向けた見直しが行われているなかで、市では資格の取得・喪失や保険料の免除・納付猶予、年金受給の請求等の届出に係る窓口業務、広報誌やホームページによる制度の周知、電話などによる相談業務を行っています。今後も関係機関と連携しつつ、国民年金制度の周知を図り、正しい理解を広めるとともに、加入促進及び保険料の適正な納付に向けた取り組みが必要です。

データ

【国民年金加入状況】（単位：人、％）

年度	第1号被保険者 強制加入	任意加入	第3号 被保険者	合計	人口	加入割合
平成23	6,629	66	3,162	9,857	43,537	22.6%
平成24	6,400	60	3,090	9,550	44,217	21.6%
平成25	6,149	56	2,986	9,191	43,780	21.0%
平成26	5,844	62	2,939	8,845	43,372	20.4%
平成27	5,603	52	2,810	8,465	42,866	19.7%

資料：日本年金機構（各年度3月31日現在）

施策の方向

	施策名	内容
①	国民年金制度の周知啓発	国民年金の加入促進と、制度の主旨や重要性など、年金制度に対する正しい理解を一層深めるため、広報紙などにより年金制度の周知を図ります。また、関係機関との連携により、相談支援体制の充実に努め、市民の年金受給権の確保に努めます。

目標値

施策名称	指標	実績値 H27年度	目標値 H33年度
4-4-3 国民年金 ① 国民年金制度の周知啓発	年金情報の「広報かすみが うら」掲載回数	6回	12回
＜説明＞国民年金制度の普及・啓発事業として、国民年金情報を広報紙に掲載する。			

基本目標5 未来を担う若者を育むまちづくり 《子育て・若者支援》

1 次世代の育成支援

1 児童福祉	①教育・保育サービスの充実
	②放課後児童クラブの充実
	③家庭児童相談
	④施設の適正管理と環境整備の充実
	⑤ひとり親家庭の支援
2 少子化対策	①子育て支援の充実
	②情報発信・伝達の強化
	③結婚支援

2 社会性豊かな青少年の健全育成

1 青少年育成	①子どもミライプロジェクトの展開
	②青少年健全育成活動の促進
	③青少年の健全育成と体制の整備
	④地域の担い手の育成

3 起業化の支援

1 起業・創業支援	①総合相談窓口の設置
	②創業に関する支援制度や支援機関の紹介
	③創業相談会、創業者交流会、講演会の開催
	④創業支援セミナー
	⑤創業支援補助事業
	⑥空き家活用

4 就業機会の拡大

1 就業促進	①就労相談
	②ハローワークとの連携
	③積極的な企業誘致
	④定住サポートの推進

基本目標5 未来を担う若者を育むまちづくり 《子育て・若者支援》

1 次世代の育成支援

1 児童福祉

児
兄
と
課
題

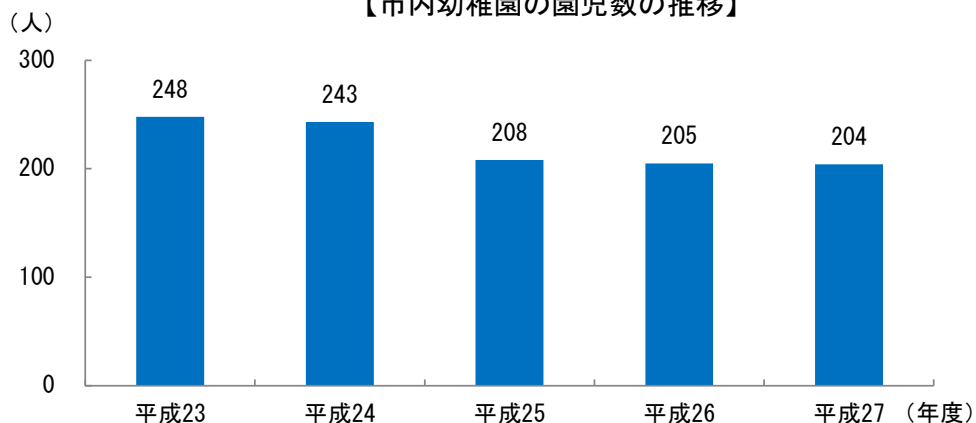
次世代の育成支援については、「子ども・子育て関連3法」（平成24年8月成立）を受け、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から開始されました。この制度では、すべての子どもに幼児期に必要な保育と教育を与えることとしていますが、サービスの需要と供給のバランスや保育士等の確保などが課題となっています。

また、ひとり親家庭の微増や経済的な困窮などにより子どもの貧困問題が社会問題化しているほか、虐待や家庭内暴力への対策、発達障害児への対応なども求められています。

市では「かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年3月）を策定し、次世代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう子育て支援の充実に努めており、今後も関係機関と連携しながら事業の推進に取り組んでいく必要があります。

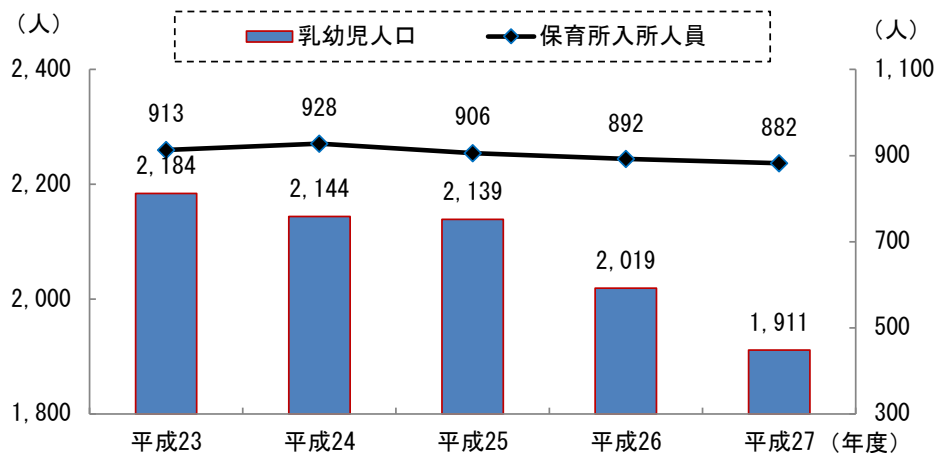
デ
ー
タ

【市内幼稚園の園児数の推移】



資料：子ども家庭課（各年度5月1日現在）

【乳幼児人口と市内保育所（保育園）の入所人員の推移】



資料：市民課・子ども家庭課（各年度4月1日現在）

施策の方向

	施策名	内容
①	教育・保育サービスの充実	幼児期における教育・保育の質の向上を目指し、教育・保育サービスの充実を図ります。また、幼児教育の振興を図るため、幼稚園を通じて保護者に対し入園料及び保育料の補助を実施します。
②	放課後児童クラブの充実	放課後において、仕事などによる保護者不在家庭への支援や児童の安全確保と健全育成を図るため、遊びや集団生活の場を提供する放課後児童クラブの充実を推進します。
③	家庭児童相談	生活困窮、発達障害児、虐待、DVなど、子どもに関わる各種相談に応じ、必要な支援を的確に実施します。また、関係機関との連携・強化による共通理解のもと、市民子育て支援員の協力など、多様な支援により、解決に努めます。
④	施設の適正管理と環境整備の充実	既存施設の老朽化などに対応した計画的な整備計画及び適正管理に努めるとともに、低年齢児保育の拡大、保育所民営化（新規参入事業者の誘致促進）、認定こども園及び地域型保育事業の推進を図ります。
⑤	ひとり親家庭の支援	ひとり親家庭の自立に向けた支援や相談体制の充実を図り、生活の安定、自立に向けた経済的な支援を推進します。

目標値

施策名称	指標	実績値 H27年度	目標値 H33年度
5-1-1 児童福祉 ① 教育・保育サービスの充実	市内公立・私立保育所での一時保育延べ実施日数	362日	1,100日
＜説明＞ 安心した子育て体制を支援するための努力目標値。			
5-1-1 児童福祉 ⑤ ひとり親家庭の支援	児童扶養手当の受給者数	365人	350人
＜説明＞ 児童が育成される家庭の生活の安定を支援するため継続する。			

基本目標5 未来を担う若者を育むまちづくり 《子育て・若者支援》

1 次世代の育成支援

2 少子化対策

現
況
と
課
題

核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化などを背景に、家庭や地域の子どもたちを取り巻く養育力の低下、親の育児に係る負担の増加など、子どもを育てる環境が著しく変化し、少子化が進む傾向にあります。

このため、出産や子育てに関する相談支援の充実や多様な保育サービスの整備、経済的支援などをさらに充実させ、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することが重要です。

一方、市では、少子化の要因とされる未婚化・晩婚化の流れを変えるため、平成28年度から「出会いはこちら」と題した婚活応援をする事業を展開しています。参加者からの評判も良く今後も効果が期待されることから、人口減少抑制と定住促進に向けた取り組みとして創意工夫を凝らした事業を進めていく必要があります。

施
策
の
方
向

	施策名	内容
①	子育て支援の充実	地域子ども・子育て支援事業を推進し、多子世帯支援及び要保護・支援児童への措置支援を行います。また、児童館を拠点とした母親クラブなどの組織活動を支援し、組織・団体などが連携することで、ネットワークの構築に努め、子育ての情報提供や悩み事相談等の子育て支援を展開します。
②	情報発信・伝達の強化	訪問による情報の伝達、市ホームページの子育て専用サイトからの情報配信を強化します。また、スマートフォン専用子育てアプリなども活用します。
③	結婚支援	結婚を希望する男女に対し、新たな出会いの場の創出を支援するとともに、地域全体で結婚を支援する機運の醸成を図ります。

目
標
値

施策名称	指標	現状値 H27年度末	目標値 H33年度
5-1-2少子化対策 ① 子育て支援の充実	チャイルドシートの貸出	69台	60台
＜説明＞少子化対策の一環として継続する。			
5-1-2少子化対策 ① 子育て支援の充実	児童館来館者数	40,303人	44,000人
＜説明＞児童の健全な遊び場の確保に努め、子育て家庭への支援に努める。			

基本目標5 未来を担う若者を育むまちづくり 《子育て・若者支援》

2 社会性豊かな青少年の健全育成

1 青少年育成

現
兄
と
課
題

少子高齢化・核家族化などによる家庭環境の変化や情報化社会の更なる進展、家族関係・地域のつながりの希薄化など、青少年を取り巻く環境が大きく変化しており、それらを原因とするいじめ・ひきこもり・不登校・ニートなどが社会問題となっています。

そのような状況のなか、地域の宝である子どもたちが、地域の担い手に成長できるよう、「地域の子どもは地域が育てる」という観点から、家庭・学校・地域が連携し、青少年の心身健全育成や非行未然防止、学習支援などのための様々な活動や、子どもの教育と人格形成に関する家庭の教育力を向上させるための事業も積極的に進めてきました。

今後は、故郷の魅力や特徴、問題点を十分に学び、未来のまちづくりを考えられる意識の醸成、また、青少年健全育成団体などと行政が協働で展開する各種行事をさらに拡充させて、若者一人ひとりが地域にとって大切な存在だということを認識し、自信と信念を持った社会人に成長するための一助となる支援を行っていく必要があります。

施
策
の
方
向

	施策名	内容
①	子どもミライプロジェクトの展開	国や市の現状と将来について、子どもたちが理解しやすい教材や映像資料などを制作し、地方創生に関する「出前授業」やまちの未来を考える「子どもミライワークショップ」を開催します。また、地場産品や歴史文化を題材としたキャリア教育を実施します。
②	青少年健全育成活動の促進	青少年の健全な育成を図るため、地域活動における指導者の養成に努め、活動団体の連携のもと組織の強化を図るとともに、地域の子ども会やスポーツ少年団、青少年育成市民会議、地域行事、奉仕活動など青少年が積極的に自主的活動ができる環境づくりを支援します。また、学校・家庭・地域の連携による地域住民が取り組むボランティア活動や、保護者を対象とした家庭教育学級、子育て広場を開講し、子育ての悩みなど、気軽に相談できるネットワークづくりの支援に努めます。
③	青少年の健全育成と体制の整備	少年非行の早期発見や未然防止のため、青少年相談委員会を中心に家庭と地域と行政が一体となって、街頭指導や夜間パトロールを行います。また、各種相談や非行防止キャンペーンなどの啓発活動や有害図書類の監視など、家庭、学校、地域、各関係機関や団体と一体となって環境浄化活動を行います。さらには、青少年育成市民会議の活動を強化し、市民総ぐるみで青少年の健全育成体制の充実を図ります。

④	地域の担い手の育成	高校生会や成人式実行委員会などの若者の自主的な活動を支援するとともに、各種団体の交流や連携により、将来の地域の担い手育成に努めます。
---	-----------	--

目標値

施策名称	指標	実績値 H27 年度	目標値 H33 年度
5-2-1 青少年育成 ③ 青少年の健全育成と体制の整備	青少年育成市民会議の累計会員数（個人・法人）	7,029	7,000
<説明> 市民総ぐるみで青少年の健全育成に取り組む。			

基本目標5 未来を担う若者を育むまちづくり 《子育て・若者支援》

3 起業化の支援

1 起業・創業支援

見
兄
と
課
題

人口減少時代における地域の活性化策として、雇用の場を確保することはきわめて重要です。

本市は、首都圏からのアクセス性が良く、豊かな自然と地域産業など様々な魅力があります。こうした地理的特性や利点を生かし、市としても起業・創業を積極的に支援することで、若年層の人口流出を抑制し、新たな人材を呼び込むことが期待されます。

このため、創業支援の総合相談窓口を設け、かすみがうら市商工会など創業支援事業者及び関係機関と連携し、さまざまな創業時の課題を解決する仕組みを構築するなど、多様な支援策を講じていく必要があります。

施
策
の
方
針

	施策名	内容
①	総合相談窓口の設置	市役所内に創業支援の総合相談窓口を設け、商工会など創業支援事業者及び関係機関と連携し、さまざまな創業時の課題解決に努めます。
②	創業に関する支援制度や支援機関の紹介	市、県、国及び関係機関の支援施策一覧及び支援する機関を案内します。また、相談者が必要とする支援の内容を判断し、他の創業支援事業者及び関係機関と連携して支援を実施します。
③	創業相談会、創業者交流会、講演会の開催	創業のきっかけづくりとしての講演会、創業啓発を行うとともに、創業支援事業者及び市内金融機関が連携したワンストップ創業相談会、さらには、創業者との交流会などを開催します。
④	創業支援セミナー	創業に必要な知識の習得を促すため、関係機関と連携して「創業支援セミナー」を開催し、創業を支援します。
⑤	創業支援補助事業	創業支援事業補助制度を創設し、創業に必要な経費等に対する補助を行い、さらに、6次産業化を推進するため、地域資源を活用する事業には上乗せ交付をするなど、支援を行います。
⑥	空き家活用 ※再掲	本市に起業しようとする者に対し、空き家バンク制度を活用した情報提供とともに、修繕を実施する費用への助成などを行うことにより、移住と合わせた起業・創業を促進します。

施策名称	指標	実績値 H27 年度	目標値 H33 年度
5-3-1 起業・創業支援	起業・創業数	0 件	14 件
<説明> 創業支援体制を構築しワンストップ相談窓口を設置するほか、セミナーを開催するなど、 創業推進により新たな雇用の場を創出し地域の振興を図る。			

基本目標5 未来を担う若者を育むまちづくり 《子育て・若者支援》

4 就業機会の拡大

1 就業促進

見
兄
と
課
題

若年層の失業率は全年齢に比べ高いものの低下傾向にあり、新規卒者の就業率も改善が進んでいます。その一方で就職を希望しながらも様々な理由で仕事に就くことが困難な若者も少なくありません。

こうしたことから、若者の就労に特化した相談支援の充実を図るとともに、企業立地に関する条件等を緩和することで新たな産業の誘致や既に立地している企業の拠点化を促すなど、積極的な企業誘致による就業機会の確保を進める必要があります。

施
策
の
方
向

	施策名	内容
①	就労相談	若者サポートステーションが実施する就労相談などの事業のバックアップを図り、就職や就職活動に不安を抱えた相談者の就労を支援します。
②	ハローワークとの連携	ハローワークとの連携を強化し、求人情報の共有及び市民への提供に努め、雇用機会の拡大を図ります。
③	積極的な企業誘致	本社機能移転の際の助成金の上乗せ、固定資産税の免除など、企業立地促進助成金の拡充により企業誘致を推進します。また、空き工場や空き土地のあつ旋や、都市計画区域の見直しの検討を行います。
④	定住サポートの推進	地元出身者が集う同窓会を開催し、併せて、市内産業・事業所への就労に関心を持ってもらえるような情報を提供することで、Uターンや転職を考えるきっかけづくりを行い、若い世代の定住・移住を促進します。

目
標
値

施策名称	指標	実績値 H27年度	目標値 H33年度
5-4-1 就業促進 ① 就労相談	サポートステーション利用者のうち就職決定者数	0人	3人
＜説明＞いばらき県南若者サポートステーション事業をバックアップし、就職や就職活動に不安を抱えた相談者の就労を支援する。			
5-4-1 就業促進 ③ 積極的な企業誘致	新たに設備を投資する企業数	0件	1件
＜説明＞現在展開している企業立地促進助成金や空き工場のあつ旋を図り、新たな企業進出を促進する。			

基本目標6 豊かな学びと創造のまちづくり 《教育・文化》

1 学教教育の充実

1 学校教育	①教育環境の計画的な整備推進
	②教育環境の充実
	③教育内容の向上
	④教育相談の充実
	⑤特色ある学校づくり

2 生涯学習の充実

1 生涯学習	①生涯学習推進体制の確立
	②生涯学習機会の提供と生涯学習団体への支援
	③生涯学習施設の整備充実
	④生涯学習情報の提供
	⑤スポーツ・レクリエーション活動の推進
	⑥スポーツ・レクリエーション施設の利用促進
	⑦スポーツ・レクリエーション団体の育成
	⑧学習環境の充実

3 地域文化の継承と創造

1 地域文化	①文化財などの伝承と保護・活用
	②ふるさと教育の推進
	③芸術・文化活動の推進
	④観光との連携
2 地域間交流	①地域活力の向上
	②文化交流の推進

基本目標6 豊かな学びと創造のまちづくり 《教育・文化》

1 学校教育の充実

1 学校教育

見
聞
と
課
題

本市の各小中学校では、教育施設の充実に努めながら、児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細かな指導や体験的な活動や問題解決的な学習などを取り入れ、地域社会の実情や課題に即した特色ある教育に取り組むなど、魅力ある学校づくりに努めています。

近年、少子・高齢化や情報化、国際化、価値観の多様化など社会環境の変化が著しく進み、いじめや不登校など豊かな人間性を育むべき時期の教育に様々な問題が指摘されるなど、子どもを取り巻く環境も大きく変化しています。

このような状況のなか、学習指導要領の理念である「生きる力」（確かな学力・豊かな心・たくましい体）を育む教育を、各小中学校において推進しているところです。

今後も、本市の学校教育目標として掲げた「人間性豊かで、よりよい生き方を求める子どもの育成を図る。」に基づきながら、多様で変化の激しい社会を生き抜く力の養成など新しい時代に対応できる教育の推進や、安全で安心して学べる学校づくり、教育環境のさらなる充実を進めていくことが必要となっています。

デ
ー
タ

【小学校児童数及び学級数の推移】（単位：人）

年度	児童数	合計 学級数	教員数	下大津小 児童数	美並小 児童数	牛渡小 児童数	佐賀小 児童数	安飾小 児童数
平成 23	2,477	105	190	93	214	91	114	99
平成 24	2,362	104	190	100	193	83	112	102
平成 25	2,306	104	188	94	177	85	114	107
平成 26	2,265	99	182	99	166	79	111	116
平成 27	2,221	100	185	96	167	76	115	110

年度	志土庫小 児童数	穴倉小 児童数	志筑小 児童数	新治小 児童数	七会小 児童数	上佐谷小 児童数	下稲吉小 児童数	下稲吉東小 児童数
平成 23	89	140	102	115	95	45	692	588
平成 24	73	131	91	112	93	50	674	548
平成 25	70	126	80	108	86	46	675	538
平成 26	69	116	85	110	85	42	655	532
平成 27	66	102	90	112	85	40	659	503

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

【中学校生徒数及び学級数の推移】（単位：人）

年度	生徒数	合計 学級数	教員数	霞ヶ浦南中 生徒数	霞ヶ浦北中 生徒数	千代田中 生徒数	下稻吉中 生徒数
平成 23	1,202	34	86	247	166	206	583
平成 24	1,198	37	90	252	148	201	597
平成 25	1,207	38	90	266	152	201	588
平成 26	1,205	36	81	419	※霞ヶ浦中	175	611
平成 27	1,149	36	83	400	※霞ヶ浦中	161	588

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

施策の方向

	施策名	内容
①	教育環境の計画的な整備推進	「かすみがうら市小中学校適正規模化実施計画」と整合性を図りながら、計画的な整備・充実を図ります。また、児童生徒数の減少に伴い、教育環境を改善するため学校の統廃合を推進します。
②	教育環境の充実	ICT 機器を計画的に更新し、デジタル教科書の導入を行うとともに、教職員に対して研修機会を設け、活用技能の向上を図ります。また、学校図書館蔵書の整備と司書の配置により、読書意欲向上に繋がる環境の整備や、児童生徒の健康管理の指導や安全確保に努めます。
③	教育内容の向上	基礎的・基本的な学習の定着や一人ひとりの習熟度に合わせた主体的な学習を進め、グループ学習などの協働的な学習を積極的に取り入れ、情報化や国際化などに対応した教育を進めます。さらには、本市の自然環境を活用した環境教育や福祉施設、各種事業所での社会体験を取り入れるなど、地域に合った教育の実践に取り組むとともに、児童生徒の心と体の健康づくりを推進するため、体育指導の充実、健康教育の推進を図ります。また、特別な支援を要する児童生徒のそれぞれのニーズに対応した指導に努めます。
④	教育相談の充実	教育相談員やスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心のケアに努め、教育に係る相談やサポート体制の充実を図ります。また、学校、行政、医療機関との連携により、社会環境や学習環境の変化に迅速な対応を図り、総合的な教育相談体制の整備をするとともに、全校で学校いじめ防止基本方針を定め、いじめ防止活動の推進を図りながら、学校、行政、警察署など関係機関の連携の基に、組織的な取り組みを推進します。

⑤	特色ある学校づくり	児童生徒の創造性や活力を生かした様々な体験・交流活動など、学校ごとに地域の特色を生かした取組みを支援します。また、児童生徒の望ましい食習慣づくりを促進するとともに、学校給食に地域の食材を活用したメニューづくりに努めます。
---	-----------	--

施策名称	指標	実績値 H27年度	目標値 H33年度
6-1-1学校教育 ② 教育環境の充実	学校図書充足率75%以上の学校の割合	72.7%	81.8%
<説明> 読書活動を活性化するため蔵書の充実を図る。			
6-1-1学校教育 ⑤ 特色ある学校づくり	特色ある学校づくりに取り組む学校の割合	100%	100%
<説明> 地域の特色を生かした取組みを推進し、児童生徒の学びの場を広げる。			

基本目標6 豊かな学びと創造のまちづくり 《教育・文化》

2 生涯学習の充実

1 生涯学習

現況と課題

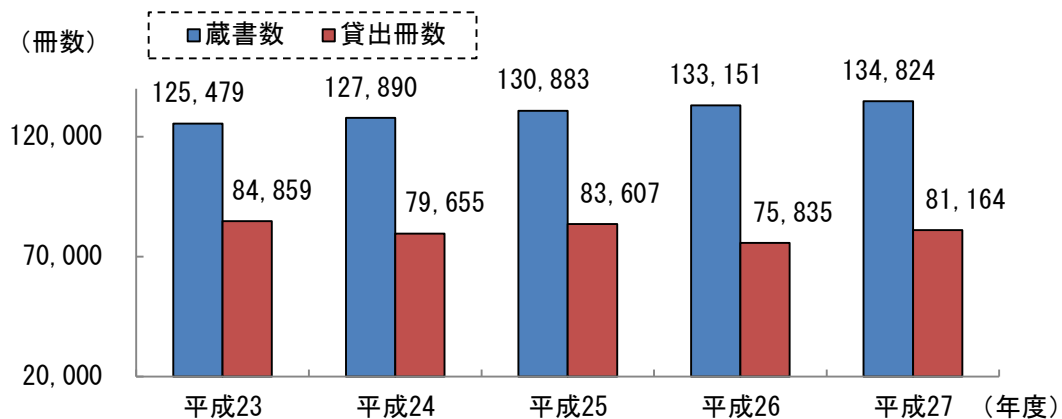
本市は、「いつでも」「どこでも」「誰でも」の基本理念に基づき、幼児から高齢者までのあらゆる世代や様々な目的に応じた生涯学習事業を展開しています。

少子高齢化・人口減少時代の到来、ライフスタイルの多様化、地域コミュニティの衰退とテーマコミュニティの推進など、現代社会の変化は著しく、それに応じ、市民の生涯学習へのニーズはさらに広がっていくことが予想されます。これらの住民ニーズに対応できるような、多様な生涯学習プログラムの整備、生涯学習施設の適正な配置及び適切な維持管理、生涯学習活動団体の状態に応じた支援、市民協働型の事業展開などが求められています。

さらに、地域をより魅力あるものとするため、行政支援の在り方を検討しながら新たなコンセプトによる教育・学習環境を提供し、市民の自主的な取り組みを促すことも重要です。

【図書館の状況】

データ



資料：図書館（各年度3月31日現在）

【主な生涯学習施設の利用者数】（単位：人）

年度	体育センター	わかぐり運動公園	多目的運動広場	戸沢公園運動広場	第1常陸野公園	千代田B&G海洋センター	霞ヶ浦公民館	千代田公民館	図書館	郷土資料館
平成23	7,178	33,270	21,687	2,860	14,462	10,615	31,865	22,107	45,507	9,880
平成24	6,341	36,086	15,203	3,112	13,846	12,899	30,821	15,769	48,041	10,490
平成25	12,230	38,658	23,546	4,200	14,305	14,360	31,662	19,753	42,980	10,688
平成26	16,606	46,796	27,818	8,520	18,291	13,398	28,471	16,609	48,788	12,461
平成27	17,002	45,835	29,712	4,905	16,240	14,423	32,643	15,982	59,305	10,473

資料：生涯学習課

施策の方向

	施策名	内容
①	生涯学習推進体制の確立	「かすみがうら市生涯学習推進計画」を策定し、計画に沿った生涯学習推進に努めます。また、生涯学習の進むべき方向性や様々な課題に対し、諮問機関など、専門的意見の聴取に努めます。
②	生涯学習機会の提供と生涯学習団体への支援	あらゆる世代や様々な目的に応じたイベント、催し、講座、研修会など、多彩な生涯学習プログラムを提供します。また、各種生涯学習団体が意欲を持って自主活動に取り組めるよう支援します。
③	生涯学習施設の整備充実	公民館の適切な維持管理に努め、その適正配置について検討を進めるとともに、必要に応じ施設、設備の整備に努めます。また、暫定利用する旧地区公民館についても適切な維持管理に努めます。 図書館は、市民ニーズに応じた図書資料の充実と施設の利便性向上に努めます。
④	生涯学習情報の提供	マナビィガイドや生涯学習 WEB を拡充し、事業の紹介など情報を提供し、新しい生涯学習ファンの開拓に努めます。また、生涯学習施設を拠点とした「機会提供型の生涯学習」に加え、自らのテーマやライフスタイルに応じて「自ら学ぶ生涯学習」を推進できるよう生涯学習人材バンクの拡充に努めます。
⑤	スポーツ・レクリエーション活動の推進	健康寿命の延伸、青少年の健全育成、地域コミュニティの活性化など、現状や目的に対応した「スポーツのある生活」が実現できる体制づくり、システムづくりを推進します。また、スポーツイベントやスポーツ教室の開催や総合型地域スポーツクラブなどとの連携により、誰もが気軽にスポーツに親しめる機会を提供します。さらには、指導者の育成を図りながらスポーツ団体の育成強化に努め、各種事業や団体活動との連携強化を図ります。
⑥	スポーツ・レクリエーション施設の利用促進	スポーツ施設の効果的かつ効率的な活用を促進し、様々なスポーツの需要に対応します。また、オンライン予約システムの更なる徹底と適正な維持管理による施設環境の質的向上に努め、施設利用を促進します。また、地域に根差したスポーツ団体にスポーツ施設を提供するため、学校などの体育施設の利用を推進します。

⑦	スポーツ・レクリエーション団体の育成	スポーツ推進員と連携して、指導の強化や組織の育成を図ります。 さらには、スポーツを通して青少年の健全育成を図るスポーツ少年団の活動を支援するとともに、体育協会やその加盟団体などの自主的な活動を支援します。
⑧	学習環境の充実	市民の自主的な学習活動を支援するため、学習環境の整備によりその機会を提供し、地域の魅力向上に努めます。

目録直

施策名称	指標	実績値 H27年度	目標値 H33年度
6-2-1生涯学習 ② 生涯学習機会の提供と 生涯学習団体への支援	公民館講座の受講者数	2,358人	2,600人
＜説明＞多彩な公民館講座を支援し、市民の自主的な取り組みを促す。			
6-2-1生涯学習 ② 生涯学習機会の提供と 生涯学習団体への支援	目的を明確にした社会教育 講座受講者数	1,113人	1,300人
＜説明＞子ども・大人・高齢者など、世代、目的に応じた講座を開講する。			
6-2-1生涯学習 ③ 生涯学習施設の整備充実	図書資料の貸出冊数	94,231冊	95,000冊
＜説明＞図書資料の充実を図り、より一層市民の要望に応える図書館を目指す。			
6-2-1生涯学習 ④ 生涯学習情報の提供	生涯学習サイトでの情報 発信回数	205回	220回
＜説明＞生涯学習情報の発信回数を増やして、関係事業の活性化を目指す。			
6-2-1生涯学習 ⑤ スポーツ・レクリエーション 活動の推進	各種スポーツイベント、 講座などへの参加人数	3,833人	4,200人
＜説明＞総合型スポーツクラブとの連携により、市民にスポーツ・レクリエーションの活動機会を提供し市主催事業への参加人数の増加を目指す。			
6-2-1生涯学習 ⑥ スポーツ・レクリエーション 施設の利用促進	体育施設利用者数	128,117人	140,000人
＜説明＞様々なスポーツ需要に対応し、市内体育施設の利用者数の増加を目指す。			

基本目標6 豊かな学びと創造のまちづくり 《教育・文化》

3 地域文化の継承と創造

1 地域文化

見
聞
と
課
題

本市には、県下一の数を誇る埋蔵文化財や国指定文化財・名家住宅をはじめとする多くの指定文化財があります。これらの文化財は、国民共有の貴重な財産であり大切に保護、伝承していく必要があります。

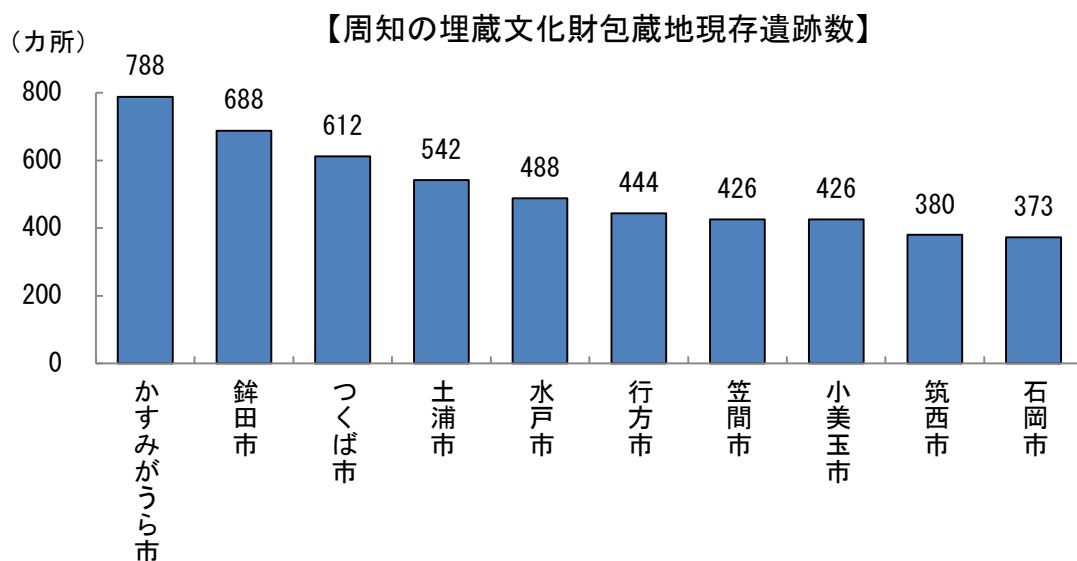
市では、これら貴重な歴史遺産を末永く後世に残すため、文化財の調査や指定、保全など文化財保護伝承に関する様々な施策を講じてきました。また、多くの市民に文化財を身近に感じてもらうため、市内の文化財、歴史的事実・人物などの文化的な資産にスポットをあて、市民向けの各種ふるさと教育事業を推進しています。

近年では、新選組や帆引き船など、市外の方にも興味を持ってもらえるような題材をテーマにした特別展の開催及び、その関連イベント（講演会、講座、映画上映会、旅行など）の実施や関連出版物（歴史マンガなど）の発行販売を行うなど、観光的な観点も盛り込みながら、市民学芸員と市民協働の関係で事業展開しています。

また、ジオパーク構想の市内外への普及活動と合わせて、観光客対応を意識したガイドづくり（市民学芸員ジオパーク部会）にも取り組んでおり、今後は、帆引き船も含め、観光部署との連携を深め、これら市の財産の更なる有効活用に取り組んでいく必要があります。

郷土資料館では、多くの考古・歴史・民俗などの郷土資料を収集保管し、展示していますが、貴重な資料が散逸しないよう、収蔵庫の確保に努める必要があります。

デ
ー
タ



資料：県文化課（平成28年8月26日現在）

施策の方向

	施策名	内容
①	文化財などの伝承と保護・活用	市の歴史、文化に関する資料、事象などの収集、整理、保存、調査研究及び活用や、指定文化財、埋蔵文化財については、常に現状を掌握し、適正な保護、管理、公開に努めます。
②	ふるさと教育の推進	市民学芸員など市民の協力の下、展示会、講座、体験教室、歴史書物の刊行など、様々なふるさと教育を推進していきます。
③	芸術・文化活動の推進	文化協会及び加盟団体を支援し、市民の芸術文化活動を促進させ、文化活動やサークル活動の活性化を図ります。
④	観光との連携	文化財や文化的景観を観光資源として有効活用するとともに、観光客に対応できる文化財体験プログラムの整備と市民学芸員や観光ボランティアなどの人材育成に取り組みます。

目標値

施策名称	指標	実績値 H27 年度	目標値 H33 年度
6-3-1 地域文化 ① 文化財などの伝承と保護・活用	市民学芸員の会の会員数	33 人	40 人
＜説明＞ 養成講座を継続実施し、市民学芸員の活躍の場を広げていく。			
6-3-1 地域文化 ② ふるさと教育の推進	郷土資料館の講座、教室などの参加者数	1,334 人	1,400 人
＜説明＞ 歴史や文化財に関する講座の開催回数を増やし、ふるさと教育を推進する。			
6-3-1 地域文化 ③ 芸術・文化活動の推進	ふれあい生涯学習フェアへの文化協会からの参加団体数	28 団体	40 団体
＜説明＞ 文化協会加盟団体の参加向上（80%）を目指す。			

基本目標6 豊かな学びと創造のまちづくり 《教育・文化》

3 地域文化の継承と創造

2 地域間交流

見直し課題

地域間交流を進めることは、経済的、社会的、文化的な側面で大きな効果をもたらすものであり、自立促進を図るうえで重要な施策です。

地域を見つめ直し評価される機会を得ることで、地域の課題を克服し強みを生かす地域づくりが可能となり、異なる価値観を持つ人々から刺激や影響を受けることで地域活力の創造につながります。

このように地域間交流には、「自らの地域はどのような地域であるか」ということを、きちんと認識することが大切であり、地域資源、地域文化など、多角的な視点から評価・分析することが必要です。

本市は、防災や地域振興に係る協定をはじめ、都市農村や食農交流に関わる地域と連携して、ツアーの受け入れや相互の各種イベントにおいて地場産品を出店するなど、特産品の販売や販路拡大に努めているところです。また、本市の歴史に残る人物のゆかりの地域と連携や交流を深めることで、それぞれの地域の相乗的な活性化が期待されます。

今後も、こうした結びつきの強い都市との交流事業を継続的に続けていくことで、本市の魅力を再発見し新たな価値の創造につなげていくことが期待されます。

施策の方向

	施策名	内容
①	地域活力の向上	地域の魅力や資源に対する客観的評価・意見を得ることで、自らの地域を再認識し、意識の啓発を図るとともに、日帰りツアーなどの充実を図り、本市の特産品の販売や販路の開拓・拡大に努め、地域活力の向上に努めます。
②	文化交流の推進	国内外に関わらず文化交流や都市農村交流を推進することにより、交流人口の増加を目指し地域の活性化を図ります。

目標値

施策名称	指標	実績値 H27年度	目標値 H33年度
6-3-2地域間交流 ② 文化交流の推進	地域間交流事業の 開催・参加	5回	8回
＜説明＞各種ネットワークを生かした地域間交流の推進に努める。			

基本目標7 みんなでつくる連携と協働のまちづくり 《協働・行財政》

1 市民活動の支援

1 コミュニティづくり	①コミュニティづくりの推進
	②コミュニティ活動の環境整備
	③コミュニティ活動の推進
2 協働体制	①市民参加のまちづくり
	②市民参画のまちづくり
	③共創プラットフォームの立ち上げ

2 男女共同参画の推進

1 男女共同参画	①市民意識の啓発
	②女性の社会参画への支援

3 産学官連携の推進

1 産学官連携	①産学官連携によるまちづくりの推進
	②サイクリングプログラムを核とした地域活性化 DMO 推進事業
	③子どもミライプロジェクトの展開
	④定住サポートの推進
	⑤創業支援事業計画に伴う支援事業

4 広報・広聴活動の充実

1 広報・広聴	①広報活動の推進
	②広聴活動の充実
	③広聴機会の充実

5 行政サービスの向上

1 行政運営	①情報システムの整備
	②広域行政の推進
	③窓口サービスの向上
2 財政運営	①計画的・効率的な財政運営
	②財源の確保
	③経費の節減

基本目標7 みんなでつくる連携と協働のまちづくり 《協働・行財政》

1 市民活動の支援

1 コミュニティづくり

見直し課題

コミュニティ活動は、市民相互の交流や相互扶助意識など地域の連帯感を生み出し、地域づくりに欠くことのできない重要なものです。しかし近年は、少子高齢化の進展、生活形態の変化などにより、地域社会における連帯意識や人間関係が希薄化しており、地域に対する関係が弱まりつつあります。

本市では、地域コミュニティ活動の基盤として、行政区が地域生活の向上や自主的な住民自治の推進、行政運営の円滑化などに大きな役割を担っています。また、あじさい館、やまゆり館などを拠点として、文化、芸術、スポーツ、ボランティア、NPO法人など、各種の団体による様々なコミュニティ活動が行われています。これらのコミュニティ活動の拠点となる地域の施設は、老朽化もみられることから、計画的な施設の改修や改築を進める必要があります。

今後も、若者や子育て世代を含め、コミュニティ活動の担い手の育成に努めながら、地域コミュニティや地域づくり団体との連携をより一層深めていく必要があります。

施策の方向

	施策名	内容
①	コミュニティづくりの推進	特色を生かした地域づくりや地域の自主性を促し、コミュニティへの関心を高める機会を増やすとともに、意識の啓発と人材育成に努め、コミュニティづくりを推進します。
②	コミュニティ活動の環境整備	コミュニティ活動の拠点となる地域の集会施設の整備を支援するとともに、公共施設の有効利用を進め、活動環境の充実を図ります。
③	コミュニティ活動の推進	地域の財産や課題をキーワードに、地区公民館を主体とした市民協働型のコミュニティ活動を通して、魅力ある地域づくりを推進するとともに、地域の担い手の発掘、育成に努めます。

目標値

施策名称	指標	実績値 H27年度	目標値 H33年度
7-1-1コミュニティづくり ① コミュニティづくりの推進	行政区への加入割合	67.0%	67.0%
＜説明＞ 区長会と連携し、現状水準の加入世帯割合の維持に努める。			
7-1-1コミュニティづくり ③ コミュニティ活動の推進	地区公民館コミュニティ事業への参加者数	6,387人	7,500人
＜説明＞ 中学校区毎に設置した地区公民館でのコミュニティ活動を推進する。			

基本目標7 みんなでつくり連携と協働のまちづくり 《協働・行財政》

1 市民活動の支援

2 協働体制

見
え
と
課
題

市民が行政サービスの受け手としてだけでなく、まちづくりの担い手として地域の課題に対して自ら行動することが求められています。本市でも、福祉や環境など様々な分野でボランティア活動が行われ、市民と行政が協力しながら地域づくりに努めてきており、今後はそれぞれの団体の相互交流を促すネットワークづくりが求められています。

また、引き続き行政区ごとの繋がりやその地域性を生かした共助の絆を強化するため、区長会と連携し地域における様々な問題解決に取り組み地域と密接な協働体制を築くとともに、市民の基本的政策を定める計画や条例などについて、広く市民の意見を公募し政策過程における公正性や透明性の向上を図ることで、開かれた市政を推進していくことが重要です。

さらに、市民協働を進めるにあたっては、市民公益活動団体の活性化だけでなく、シニア層のボランティアへの参加機会を創出することで、公共への参加意識を高め、独自の市民活動による事業展開も重要な役割として期待できます。

施
策
の
方
向

	施策名	内容
①	市民参加のまちづくり	市民に対する積極的な情報提供と意見公募手続きの推進により、市民の市政への積極的な参加を促し、政策の策定過程において公平性と透明性の向上に努めるとともに、市民との協働による市政の推進を図ります。
②	市民参画のまちづくり	行政区長と連携し様々な意見や要望に対応するとともに、行政区毎の自発的な活動を支援します。また、それぞれの市民活動団体の周知活動の応援や、ネットワークづくりをサポートします。さらには、市民参画意識の向上と参加機会の拡充を図り、市民と行政による協働のまちづくりを推進します。
③	共創プラットフォームの立ち上げ	市民協働を進めるにあたっての基盤となる共創プラットフォームの立ち上げを進めます。

三
票
直

施策名称	指標	実績値 H27年度	目標値 H33年度
7-1-2協働体制 ② 市民参画のまちづくり	市民懇談会の開催回数	4回	5回
＜説明＞ 市民懇談会を定期的に開催し、密接な協働体制を推進する。			

基本目標7 みんなでつくり連携と協働のまちづくり 《協働・行財政》

2 男女共同参画の推進

1 男女共同参画

現況と課題

国では、平成27年8月に女性活躍推進法を施行、同年12月にはポジティブ・アクションがさらに強化され、女性の職域の拡大や女性管理職の登用などが謳われた「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

本市では、この「第4次男女共同参画基本計画」や茨城県の「第3次男女共同参画基本計画」（平成28年度策定）を参考とし、平成30年に「かすみがうら市第3次男女共同参画計画」を作成する予定です。

今後とも、性別に対して根強く残る固定概念を改善し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進していくとともに、今までの社会における制度や習慣、慣行にとらわれずに、時代や環境の変化に即した社会を構築していく必要があります。

施策の方向

	施策名	内容
①	市民意識の啓発	「かすみがうら市男女共同参画計画」に基づき、市民や各種団体などと連携し、施策を推進します。出前講座などによる子ども達の意識の啓発に取り組むとともに、意識啓発をはじめとする活動に積極的に取り組むためのリーダー（チーム）を育成します。
②	女性の社会参画への支援	女性の意見や考えが行政やまちづくりに生かされ、社会でその力を十分に発揮できるよう、地域や民間団体と連携しながら、女性の社会参画の環境整備を支援します。

目標値

施策名称	指標	実績値 H27年度	目標値 H33年度
7-2-1男女共同参画 ① 市民意識の啓発	男女共同参画社会啓発事業 への参加者数	300人	350人
＜説明＞講演会や啓発事業などへの参加者数の増加を目指す。			

基本目標7 みんなでつくり連携と協働のまちづくり 《協働・行財政》

3 産学官連携の推進

1 産学官連携

現況と課題

「知」の創造と活用を図ることに大きな価値が置かれる「知識社会」の到来によって、産・学・官のそれぞれのセクターにおいて産学官連携への動機が高まりつつあります。「知識社会」において、産学官連携は大学などの活性化と地域社会の発展に大いに寄与するものであり、その一層の充実と強化が求められています。

本市では、産業の振興による地域活性化に向けて、県内外の大学や企業、研究機関と連携しながら、本市の地域ブランドの確立や6次産業化推進などを進めています。

今後も産学官連携を多角的かつ戦略的に進め、民間の発想力・機動力を生かしながら本市の活性化・高度化を推進し、まちづくりに関わる事業の相乗効果を生み出していく必要があります。

施策の方向

	施策名	内容
①	産学官連携によるまちづくりの推進	大学や研究機関などと連携し、地元企業のニーズと研究シーズを活用することで、新規創業や第二創業などを支援する産学官連携を推進します。
②	サイクリングプログラムを核とした地域活性化 DMO 推進事業	民間・金融・市が出資し、地域活性化を目的とした法人を設立。サイクリング事業をはじめ、飲食事業・交流事業など、様々な取組みを総合的に展開します。
③	子どもミライプロジェクトの展開 ※再掲	地域の将来を担う子どもたちを育むため、地場産業等の若手経営者などで組織する団体や協定を結んだ大学との連携により、出前授業やワークショップを開催するなどキャリア教育を進めます。
④	定住サポートの推進 ※再掲	市内企業や地場産業等の若手経営者などで組織する団体との連携により、地元出身者が集う同窓会に併せた就業情報の提供や相談を行い、若い世代のUターンなどの定住を促進します。
⑤	創業支援事業計画に伴う支援事業	国・県・市の関連機関と商工会や地元金融機関が連携し、創業支援ネットワークの形成など、多方面の分野から起業・創業支援を進めます。

目標値

施策名称	指標	実績値 H27 年度末	目標値 H33 年度
7-3-1 産学官連携 ② サイクリングプログラムを核とした地域活性化 DMO 推進事業	サイクリングプログラム利用者数	0 人	6,000 人
＜説明＞市の魅力をサイクリングで体験するライドクレストなどの利用者数の増加を目指す。			

基本目標7 みんなでつくり連携と協働のまちづくり 《協働・行財政》

4 広報・広聴活動の充実

1 広報・広聴

見
え
と
課
題

個性と魅力にあふれたまちづくりを推進するには、広報・広聴活動を充実し、市民の積極的な市政への参加を促すことが重要になっています。

広報活動においては、本市では、毎月1回発行の「広報かすみがうら」や「広報かすみがうらお知らせ版」、市ホームページ、メールマガジン、フェイスブック、ツイッター、マスメディアの活用などにより行政情報の提供を行っています。市民ニーズの多様化や情報量の増加に対応するために、様々な情報媒体を活用し、各種情報や災害時などの緊急情報の発信など、迅速で幅広い情報の提供に努めています。さらに、今後はシティプロモーションの観点から、本市の認知度とブランドイメージを高めるため、総合的かつ戦略的なPRを展開していきます。

広聴活動においては、行政区長を通して行われる各行政区からの要望の受付や市民提案制度、パブリックコメントなどを実施し、市民ニーズの把握に努めています。これらの制度を充実させるためには、広報活動を通して市民の市政への参画を高めていくことが必要となります。

さらに、地域からの要望などについても、行政区長との連携を深めるとともに、今後も市民からの意見や提言を聴取する市政懇談会や市民提案制度、行政相談委員による相談機会の充実を図り諸問題の解決に努めていく必要があります。

施
策
の
方
向

	施策名	内容
①	広報活動の推進	市民ニーズの多様化や情報量の増加に対応するため、「広報かすみがうら」「広報かすみがうらお知らせ版」を発行し、分かりやすい情報の提供に努めます。また、多くの市民が、いつでも市の行政情報を得ることができるよう、ホームページなどの充実を図ります。さらには、市の魅力を発信する手段として、即時性や拡散力のあるフェイスブックやツイッターなどを積極的に活用しながら、シティプロモーションも進めます。
②	広聴活動の充実	行政区内の課題は、区長を通じ要望書を受け連携を図りながら解決に努めます。また、市民からの意見や提言を聴取するための市民提案制度をより充実し、まちづくりや行政運営への反映に努めます。
③	広聴機会の充実	市民と行政が相互理解を深めるために幅広い年代層から意見聴取をする場として、テーマを設け市長と直接対話をする市政懇談会を開催します。また、行政相談委員による相談活動を開催し、行政に対する困りごと相談の解決に努めます。

施策名称	指標	実績値 H27 年度	目標値 H33 年度
7-4-1 広報・広聴 ① 広報活動の推進	ホームページの内容満足度	59.9%	70.0%
<説明> 閲覧者がどのような情報を得たいのかを常に考慮し適切な情報提供に努め内容満足度の充実に を目指す。			
7-4-1 広報・広聴 ② 広聴活動の充実	市民提案件数	3 件	5 件
<説明> 市民提案件数の増加を目指し、市政への反映に努める。			

基本目標7 みんなでつくり連携と協働のまちづくり 《協働・行財政》

5 行政サービスの向上

1 行政運営

見
え
と
課
題

行財政運営については、限られた財源のなかで、多様化する行政需要に対応するため、より効果的、効率的な行政運営を積極的に進めていかなければなりません。そのためには、行政組織の合理化及び事務事業の改善、職員の能力の向上、民間活力の活用など、引き続き行政改革を推進する必要があります。

窓口サービスについては、市民サービスの高度化や迅速化などによる効率的な事務処理のほかに分かりやすい窓口体制の構築など、マイナンバー制度を含め質の高いサービスの提供に努めることにより、市民の満足度を高めていく必要があります。また、インターネットへの接続が家庭用パソコンからだけでなく、スマートフォンやタブレット端末などのモバイル端末が牽引の軸となり、多くの市民がインターネットへの接続を行っています。電子申請や各種情報のオープンデータ化などの行政サービスについて、市民がより簡便に利用・閲覧できるよう拡大を図るとともに、万が一にも情報が漏えいすることがないように、全市を挙げて情報セキュリティ対策を実施する必要があります。

広域行政については、地方分権の進展に伴い、地方自治体の役割と責任が増大するなかで、国の政策、近隣市町村の動向を注視しながら、市民サービスの低下を招かないよう、連携・強化を図っていく必要があります。

施
策
の
方
向

	施策名	内容
①	情報システムの整備	電子申請を拡大し、行政サービスの充実を図ります。また、市が保有する各種データの活用を促すため、オープンデータ化を進めるとともに、情報セキュリティ対策を進め、個人情報の漏えいなどを未然に防止します。
②	広域行政の推進	広域的な対応を必要とする行政需要や課題に応えるため、関係市町村と連携しながら広域的事業の展開に努めます。また、市町村合併については、定住自立圏構想なども含め、地域の連携手法について多角的に検討するとともに、周辺市町村との関係づくりに努めます。
③	窓口サービスの向上	市民に配慮したわかりやすく利用しやすい窓口体制を確立し、適切な窓口サービスの提供に努めます。

施策名称	指標	実績値 H27 年度	目標値 H33 年度
7-5-1 行政運営 ① 情報システムの整備	電子申請届出システム利用 件数	965 件	2,000 件
<説明> 市民の利便性向上のため、電子申請届出システムの利用を促進させる。			
7-5-1 行政運営 ③ 窓口サービスの向上	証明書コンビニ交付件数	50 件	1,200 件
<説明> 市民の利便性を高めるため、窓口サービスの向上に努める。			

基本目標7 みんなでつくり連携と協働のまちづくり 《協働・行財政》

5 行政サービスの向上

2 財政運営

見直し課題

地方分権の進展によって、地方自治体は地域の実情に見合う自立的かつ自主的な財政運営が強く求められています。

また、地域格差が増大しつつあるなか、国の地方交付税及び国庫支出金などの制度改正、さらには地方への税源移譲など大幅な見直しによっても地方財政の厳しい現状からの脱却は不透明な状況です。

このようななか、政策事業については、行政評価を行い事務事業の効率化を図るとともに、総合計画の進行管理と連動した予算編成に努めています。

市の歳入面については、少子・高齢社会や経済の成熟により、財政運営の要となる市税の伸びが期待できず、国からの交付金などの減少や合併算定替の段階的縮減により、一般財源全体では大幅な減収となることが予測されます。

このため、市税をはじめとする自主財源の確保など収入全般にわたる長期的な財源の確保のほか、事務事業の見直し、公共施設の効率的な管理運営、市民サービスにおける受益と負担の適正化を図るなかで、新地方公会計制度など企業の視点による分析を踏まえ、安定的かつ効率的で持続可能な財政運営に努める必要があります。

【一般会計の決算状況】（単位：千円）

区分年度	歳入 合計	市税	市債	国庫 支出金	繰越金	地方 交付税	県支出 金	その他
平成 23	17,293,351	5,548,750	1,567,400	2,070,184	895,666	4,410,723	1,003,307	1,797,321
平成 24	18,000,951	5,486,180	1,789,100	2,036,144	1,023,950	4,294,874	944,525	2,426,178
平成 25	18,087,249	5,491,345	2,575,200	2,077,244	1,169,184	3,808,275	1,060,268	1,905,733
平成 26	17,259,964	5,551,708	1,887,400	2,134,302	603,806	3,802,554	974,150	2,306,044
平成 27	19,347,771	5,442,832	2,851,700	2,554,999	1,056,031	3,894,823	1,099,031	2,448,355

区分年度	歳出 合計	民生費	教育費	衛生費	総務費	土木費	公債費	その他
平成 23	16,344,091	5,191,442	1,641,285	977,234	2,917,485	1,673,502	1,810,929	2,132,214
平成 24	16,831,767	5,240,747	2,055,313	1,012,344	3,182,036	1,559,803	1,825,813	1,955,711
平成 25	17,483,443	5,439,842	1,772,385	1,190,409	3,554,794	1,762,035	1,771,920	1,992,058
平成 26	16,203,934	5,559,626	1,344,117	959,720	2,742,936	1,572,572	1,772,144	2,252,819
平成 27	18,730,684	5,761,976	3,154,046	1,314,037	2,451,461	2,041,587	1,825,718	2,181,859

資料：政策経営課

データ

施策の方向

	施策名	内容
①	計画的・効率的な財政運営	政策事業について、行政評価を行い、事務事業の効率化を図るとともに、総合計画の進行管理と連動した予算編成に努めます。また、行政改革大綱の実行に向けて新地方公会計制度の活用や職員の意識改革を進め効率的な財政運営に努めます。
②	財源の確保	課税客体の適正な把握により、公正な課税に努め、自主財源の確保を図ります。また、マイナンバー制度の施行運用で、正確かつ効率的な名寄せ・突合を行うことで適正化を推進するとともに、電子申告などのさらなる普及を推進し、適正な評価と納税者の利便性に努めます。さらには、茨城租税債権管理機構への定期的な職員派遣など、職員の各種研修への参加により資質の向上を図り、徴収体制を整え税収の確保に努めます。
③	経費の節減	民間委託の推進や指定管理制度の活用、地方公営企業の健全化、定員管理と給与の適正化、補助金の合理的活用など、経費全般にかかる節減合理化を進めます。

目標値

施策名称	指標	実績値 H27 年度末	目標値 H33 年度
7-5-2 財政運営 ② 財源の確保	市税の収納率（現年度分）	98.5%	99.0%
<説明> 合理的な収納業務を推進し、収納率の向上を目指す。			
7-5-2 財政運営 ③ 経費の削減	経常収支比率	84.2%	83.0%
<説明> 税収の確保、経常経費の抑制に努め、経常経費率改善を目指す。			